

姫 路 市
障害者総合支援法及び児童福祉法
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 等 の
支 給 決 定 基 準

2018/4/1

姫路市障害福祉課

【 目 次 】

I	障害者総合支援法等の概要 ～障害者自立支援法制定から障害者総合支援法への改正まで～	1
1	障害者自立支援法の制定	1
2	障害者自立支援法による改革のねらい	1
3	障害者自立支援法等の制度改正	2
4	障害者総合支援法等のサービス	7
5	福祉サービスの支給決定手続	10
II	障害福祉サービス等の支給決定に関する基準について	11
1	基本方針	11
2	基本的な考え方	11
3	自立支援給付等の支給決定基準	21
3-1	支給決定基準①（短期入所）	21
3-2	支給決定基準②（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）	24
3-3	支給決定基準③（就労定着支援、自立生活援助）	27
3-4	支給決定基準④（共同生活援助）	29
3-5	支給決定基準⑤（居宅介護等）	30
3-6	支給決定基準⑥（地域移行支援、地域定着支援）	48
4	児童通所支援（平成 24 年 4 月 1 日施行）	49
4-1	支給決定基準（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）	51
5	地域生活支援事業	54
6	地域生活支援事業の支給決定基準	57
6-1	支給決定基準①（移動支援事業）	57
6-2	支給決定基準②（日中一時支援事業）	59
6-3	支給決定基準③（地域活動支援センター事業）	61
6-4	支給決定基準④（福祉ホーム事業）	63
6-5	支給量基準⑤（訪問入浴サービス事業）	64
6-6	支給量基準⑥（手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業）	64

I 障害者総合支援法等の概要

～障害者自立支援法制定から障害者総合支援法への改正まで～

1 障害者自立支援法の制定

平成18年10月1日、障害者自立支援法が完全施行されました（平成18年4月1日一部施行、同10月1日施行）。障害者自立支援法は、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害の種類ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設した法律です。

自立支援給付の対象者、内容、手続き、地域生活支援事業、サービスの整備のための障害福祉計画の作成、費用の負担等を定めるとともに、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び児童福祉法について所要の改正が行われました。

2 障害者自立支援法による改革のねらい

(1) 障害者の福祉サービスを「一元化」

障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスは共通の制度により提供。

(2) 障害者がもっと「働ける社会」に

一般就労へ移行することを目的とした「就労移行支援事業」を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう、福祉施策として支援。

(3) 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」

市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスを利用できるよう、施設基準や運営基準を緩和。

(4) 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、①全国统一基準のアセスメント及び審査会に基づく障害程度区分の認定、②社会活動や介護者、居住等の状況、③サービスの利用意向等を把握し、支給決定を行う。

(5) 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

① 利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」

障害者が福祉サービス等を利用した場合に、利用したサービスの量や所得に応じた公平な利用者負担や食費等の実費負担を求めた。

② 国の「財政責任の明確化」

福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改めた。

3 障害者自立支援法等の制度改正

(1) 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成22年12月10日公布)による改正

① 利用者負担の見直し (平成24年4月1日施行)

- ・ 利用者負担について、応能負担を原則化
- ・ 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

② 障害者の範囲の見直し (公布日施行)

- ・ 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

③ 相談支援の充実 (平成24年4月1日施行)

- ・ 相談支援体制の強化 (地域移行支援、地域定着支援の個別給付化など)
- ・ 支給決定プロセスの見直し、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

○ 地域相談支援 (地域移行支援、地域定着支援)

	従 前	改 正 後
実施者	—	指定一般相談支援事業者
事業者指定	—	県、政令市、中核市
内 容	(補助金) <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者地域移行、地域定着支援事業 ・ 居住サポート事業 	地域相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行支援 (退院、退所のための外出同行、入居支援など) ・ 地域定着支援 (24時間体制の緊急相談支援など)

○ サービス等利用計画作成を「計画相談支援」として、対象者を拡大 (地域の提供体制の整備状況に合わせ、施行後3年間で段階的に拡大)

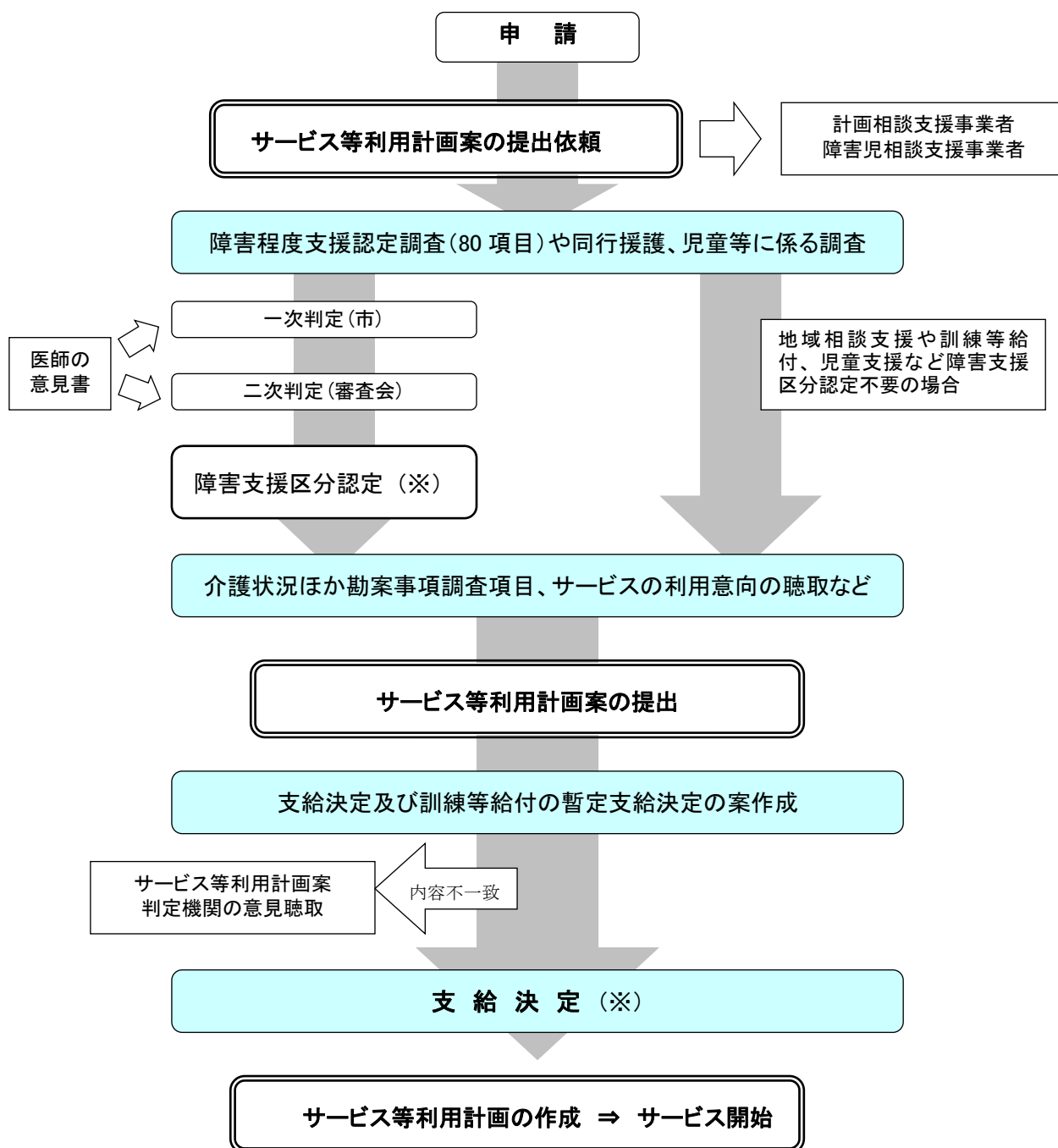
計画相談支援 (サービス利用支援、継続サービス利用支援)

対象者は、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する全ての障害者または障害児。(地域生活支援事業は対象外) 障害児の通所支援に係る計画作成は、児童福祉法に規定される「障害児相談支援」。対象は、児童福祉法の障害児通所支援を利用する全ての障害児。

○ 支給決定プロセスの見直し

市町村は、支給決定にあたって必要と認められる場合には、指定特定相談支援事業者（指定障害児相談支援事業者）が作成する「サービス等利用計画案」（障害児支援利用計画案）の提出を求め、その内容も勘案し支給決定を行う。

（支給決定までの基本的な流れ）



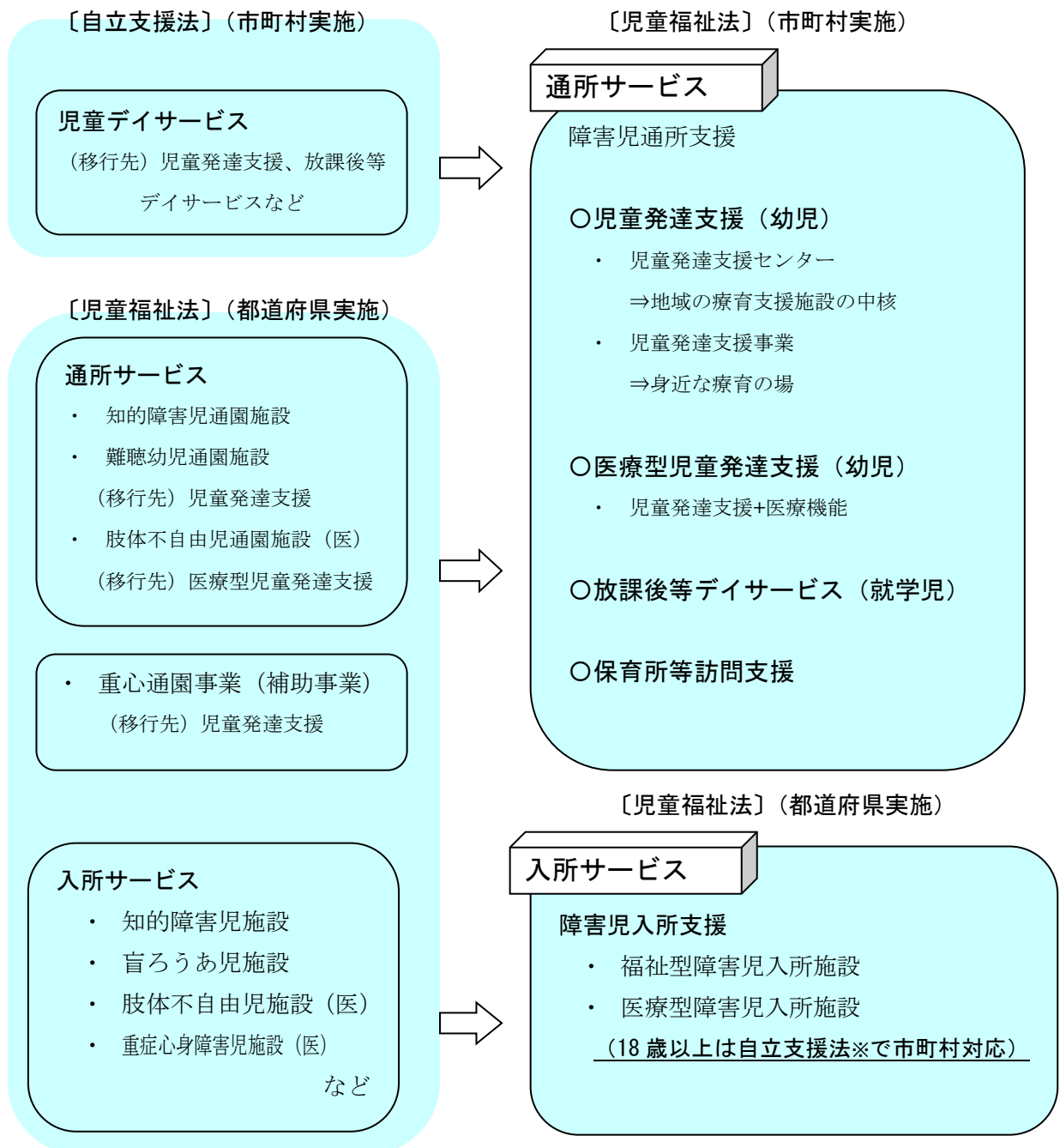
(※) 不服がある場合、県に不服申立てをすることが出来る。

平成26年4月1日から「障害程度区分」が「障害支援区分」に改正

④ 障害児支援の強化（平成24年4月1日施行）

- ・ 児童福祉法に規定（種別一元化、通所サービスの実施主体を市町村へ）
- ・ 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設
- ・ 在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者は障害者自立支援法※で対応）

（各施設における移行イメージ）



※平成25年4月1日から「障害者総合支援法」に題名変更（後述）

⑤ **地域における自立した生活のための支援の充実**（平成23年10月1日施行）

- ・ グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- ・ 同行援護（重度視覚障害者の移動支援の個別給付化）を創設
- ・ その他、成年後見制度利用援助事業の必須事業化など

(2) 「**地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律**」（平成24年6月27日公布）による改正

① **題名変更**（平成25年4月1日施行）

法律の題名を「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（略称：障害者総合支援法）とした。

② **基本理念**（平成25年4月1日施行）

改正障害者基本法を踏まえ、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げた。

③ **障害者の範囲に難病等を追加**（平成25年4月1日施行）

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加えた。

④ **障害支援区分の創設**（平成26年4月1日施行）

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改めた。

⑤ **障害者に対する支援**（平成25年4月1日施行）エ、（平成26年4月1日施行）ア、イ、ウ

ア 重度訪問介護の対象者拡大

イ 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化

ウ 地域移行支援の対象者拡大

エ 地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

(3) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成28年6月3日公布）による改正

① **新サービスの創設**（平成30年4月1日施行）

- ア 就労定着支援 就業に伴う生活面での課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う。
- イ 自立生活援助 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う。
- ウ 居宅訪問型児童発達支援 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供する。

② **サービス内容の拡充**（平成30年4月1日施行）

- ア 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする。
- イ 保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児も対象とする。

③ **高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用**（平成30年4月1日施行）

- ア 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する低所得の高齢障害者について、一定の条件を満たす場合、当該介護保険サービスの利用者負担を償還する制度の創設
- イ 障害福祉サービス事業所が介護保険サービス事業の指定をとりやすくする仕組みの創設（共生型サービス）

④ **その他**（平成28年6月3日施行）ア、（平成30年4月1日施行）イ、ウ、エ

- ア 医療的ケアが必要な障害児についての、保健・医療・福祉等の連携強化
- イ 各自治体における障害児福祉計画の策定
- ウ 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- エ 障害福祉サービス等情報公表制度の創設

4 障害者総合支援法等のサービス

障害者総合支援法によるサービスは大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分かれ、一部を除き障害種別に関わりなくサービスを利用することが可能。

また、「施設」と「在宅」で分かれていた福祉サービス体系を見直し、昼間は地域の「日中活動場所」、夜間は「入所施設」などと複合的にサービスを利用することも可能となった。

なお、自立支援給付には、更生医療・育成医療・精神通院医療を一つとした「自立支援医療」や「補装具費の支給」も含まれる。

① 自立支援給付

・地域相談支援：入所施設や精神科病院等から地域生活への移行等を実施（地域移行支援）。
地域生活が不安定な人の緊急相談等を実施（地域定着支援）。

・介護給付：障害程度が一定以上の人に生活上又は療養上の必要な介護を実施。

◆ 居宅介護（身体介護、乗降介助、家事援助）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援

・訓練等給付：身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を実施。

◆ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、共同生活援助（介護サービス包括型、外部サービス利用型、日中サービス支援型）、就労定着支援、自立生活援助

・自立支援医療（平成18年4月から）

障害の種類や年齢により別々に決められていた医療費のしくみを一本化。

・補装具費の支給

補装具の購入や修理、貸与にかかる費用の一部を自己負担（応能負担）、残りを市が負担。

② 地域生活支援事業

市が障害者を総合的に支援する体制をつくり、さまざまな事業を実施。

- 理解促進研修・啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業）
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具費給付事業
- 意思疎通支援者養成研修事業※
- 移動支援事業
 - ・ 個別支援型
- 地域活動支援センター機能強化事業

必須事業

障害者総合支援法第 77 条
〔 第 1 項第 1 号～第 9 号 〕

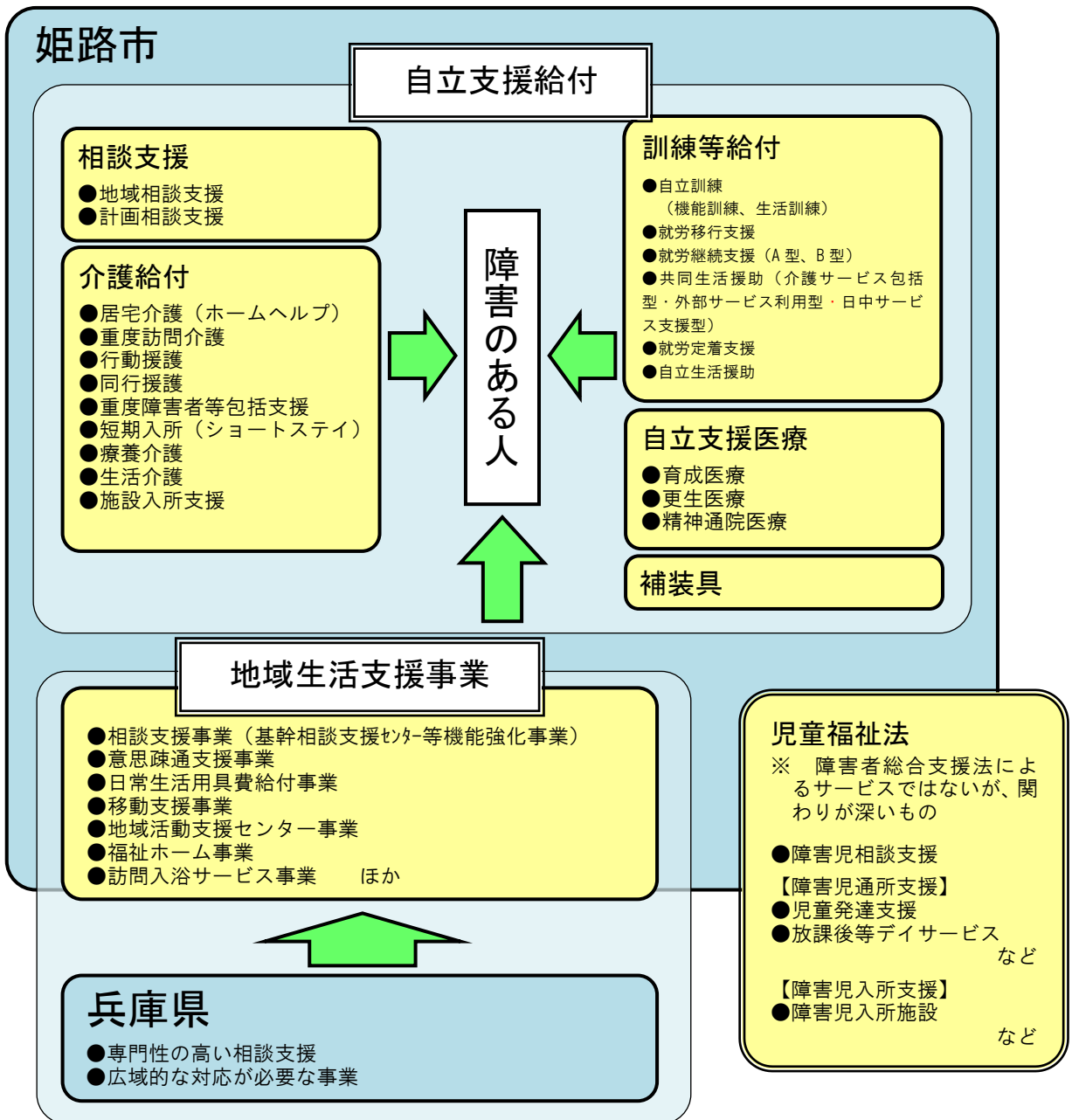
- 日常生活支援事業
 - ・ 福祉ホーム事業
 - ・ 訪問入浴サービス事業
 - ・ 日中一時支援事業（日中短期入所事業・タイムケア事業） 等
- 社会参加支援事業
 - ・ レクリエーション活動等支援事業
 - ・ 芸術文化活動振興事業
 - ・ 点字・声の広報等発行事業
 - ・ 自動車運転免許取得・改造助成事業 等
- 権利擁護支援事業
- 就業・就労支援事業

市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業

〔 障害者総合支援法第 77 条 〕
〔 第 3 項 〕

障害福祉サービスの体系

障害のある人を支える障害福祉サービス体系は、障害者総合支援法に規定される、個々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況等）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村事業として柔軟に実施される「地域生活支援事業」、児童福祉法に規定される「障害児支援」などで構成されています。



5 福祉サービスの支給決定手続

障害者総合支援法では、公平なサービス利用を実現するために、手続きや基準を透明化・明確化することとしています。そのために、全国統一基準の認定調査と医師意見書からなるアセスメントによって、市町村に設置される審査会において、障害支援区分を審査判定します。その審査判定結果（二次判定）に基づき市町村において障害支援区分を認定します。

この障害支援区分は、「社会活動や介護者、居住等の状況」、「サービスの利用意向」とともに、介護給付費等の支給決定をするための勘案事項となります。

- **審査会** 障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから市長が任命する委員によって構成されます。
- **障害支援区分** 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分（指標）。

※ 平成24年4月1日より、3頁「支給決定プロセスの見直し」に記載の通り、サービス等利用計画案の内容も勘案して支給決定を行うこととなっています。

※ 平成26年4月1日より、「障害程度区分」（障害者等の障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、当該障害者等の心身の状態を総合的に示す区分）が「障害支援区分」（障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分）に改められました。

Ⅱ 障害福祉サービス等の支給決定に関する基準について

1 基本方針

『公平性の確保と透明性の確保』

① 公平性の確保

支給決定に際しては、姫路市が定める基準（支給決定基準という。）に基づき行う。

支給決定基準については、個々の障害福祉サービス等（障害福祉サービスと地域生活支援事業によるサービスをいう。）の種別ごとに勘案事項整理票に係る調査結果を数値化したものとする。

② 透明性の確保

姫路市が定める支給決定基準については、これをあらかじめ姫路市社会福祉審議会に諮問し答申を得たものを用いるとともに、支給決定に関し法改正がなされた場合その他必要な場合には速やかに、同審議会に諮ることとする。

当該支給決定基準については公開とする。

2 基本的な考え方

支給決定基準について

支給決定基準は積算方式を基本とする。

- ・ 姫路市の勘案事項の積算結果を居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び移動支援（以下「居宅介護等」という。）については、時間に換算する。
- ・ 領域毎の積算結果について
 - ・ 居宅介護については、「身体介護」「家事援助」「乗降介助」に区分する。
 - ・ 居宅介護等以外の回数及び日数の決定に際しては利用者の意向（勘案事項7）及び基盤整備（同9）を踏まえ決定する。
- ・ 具体的なサービス利用設定については、支給決定範囲内で「サービス等利用計画案」の内容を勘案する。

姫路市においては、居宅介護等の支給量決定に当たり、積算方式による算出を行うために、姫路市勘案事項整理票を基に算出した調査結果を数値化したものを使用している。なお、姫路市勘案事項整理票は、障害者総合支援法の障害支援区分認定調査及び勘案事項調査（認定調査（概況調査））と同一内容を指す項目であり、その判断基準においても、勘案事項調査の判断基準とほぼ同一の視点によるものである。従って、障害支援区分認定調査結果と整合性を確保するとともに、調査事務の合理化を図るため、障害支援区分認定調査結果を、支給決定基準における「算定量係数A」の身体状

況等の評価に置き換える方法をとることとする。

$$\frac{\text{身体状況等による支援の必要度}}{\text{↑ (置き換え・修正等)}} \times \text{補正係数} \times \text{意向環境係数} = \text{支給量}$$

障害支援区分認定調査結果 (一つ又は複数項目)

障害児給付決定等の際の勘案事項中、5領域11項目の調査事項について

「介護給付費等に係る支給決定事務等について」及び「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」(ともに厚生労働省通知「事務処理要領」)によれば、障害児の支給決定にあたっては、障害の種類や程度の把握のために勘案すべき事項として(別表)5領域11項目の調査を行うこととなっている。

5領域11項目とは、【食事・排せつ・入浴・移動】についての4項目と【行動障害および精神症状】についての7項目により構成されており、それぞれにおいて「全介助又は一部介助」、「ほぼ毎日支援や配慮等が必要又は週に1回以上の支援や配慮等が必要」の区分認定を行うことにより、障害児の状況を判断することとされ、区分認定の判断基準(典型事例)についても示されている。

これらの11項目のうち、7つの項目(食事・排せつ・入浴・移動の4項目及び行動障害についての3項目)については、姫路市勘案事項調査に同一内容を指すと考えられる項目があり、その判断基準(典型事例)においても、姫路市勘案事項調査の判断基準とほぼ同一の視点によるものである。

また、精神症状にかかる残りの4項目は障害支援区分認定調査における「行動障害に関連する項目」の中に含まれるものと同一であり、その判断基準についても障害支援区分認定調査と同一の視点であると考えられる。

よって、障害児給付決定の際の勘案事項中、「当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状況」は、姫路市支給決定基準の調査勘案事項をもって、より広範な内容を確認するものとする。

(1) 姫路市勘案事項調査票の項目に同一の内容をみることのできる項目

姫路市勘案事項調査の項目判断の基準を用い、「全面的な(毎日)支援が必要」とされる例において「全介助(ある)」とし、「部分的な(ときどき)支援が必要」とされる例において「一部介助(ときどきある)」と読み替えて判断する。

なお、【入浴】の項目については、入浴行為時の介助の必要性を判断するものと考えられることから、【入浴②(行為)】の項目にて判断し、【移動】の項目については、屋内外を含めた介助の必要性を判断するものと考えられることから【移動①(屋内)、移動②(屋外)】の2項目を積算した結果を読み替えて判断する。【自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為】については、【自傷行為、他害行為】の2項目を積算した結果を読み替えて判断する。

(2) 障害支援区分認定調査項目に同一である項目

障害支援区分認定調査の項目判断の基準を用い、「ほぼ毎日(週5日以上)ある」とされる例において「ある」とし、「週に1回以上ある」とされる例において「とき

どきある」と読み替えて判断する。

別表 障害児の調査項目（5領域11項目）

項目	区分	判断基準
① 食事	・全介助	全面的に介助を要する。
	・一部介助	おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
② 排せつ	・全介助	全面的に介助を要する。
	・一部介助	便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③ 入浴	・全介助	全面的に介助を要する。
	・一部介助	身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④ 移動	・全介助	全面的に介助を要する。
	・一部介助	手を貸してもらうなど一部介助を要する。
⑤ 行動障害及び精神症状	ア. ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要。（調査日前の1週間に週5日以上現れている場合又は調査日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上ある場合。）	
	イ. 週に1回以上の支援や配慮等が必要。（調査日前の1か月間に毎週1回以上現れている場合又は調査日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上ある場合。）	
	(1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や危険の認識に欠ける行動。	(ア・イ)
	(2) 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む。）。	(ア・イ)
	(3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。	(ア・イ)
	(4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。	(ア・イ)
	(5) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。	(ア・イ)
	(6) 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしていない。	(ア・イ)
(7) 学習障害のため、読み書きが困難。	(ア・イ)	

※ 通常の発達において必要とされる介助等は除く。

調査勘案事項対比表

姫路市勘案事項項目		総合支援法判定調査項目	
I 身体状況			
I-1	視力	3-1	視力
I-2	聴力	3-2	聴力
I-3	言語	3-3	コミュニケーション
I-4	麻痺	医師意見書	麻痺
I-5	拘縮	医師意見書	拘縮
I-6	欠損		
I-7	手指の動き		
I-8	その他		
II 日常生活動作(身体介助)			
II-1	寝返り	1-1	寝返り
		1-11	じょくそう
II-2	起き上がり	1-2	起き上がり
		1-5	立ち上がり
II-3	座位保持	1-3	座位保持
		1-6	両足での立位保持
		1-7	片足での立位保持
II-4	車いす等への移乗	1-4	移乗
II-5	食事行為	2-1	食事
		1-12	えん下
II-6	衣服着脱	1-10	衣服の着脱
II-7	排泄行為	2-4	排尿
		2-5	排便
II-8	入浴①(準備・後片付け)	2-3	入浴
II-9	入浴②(浴槽の出入り・洗髪・洗身)	2-3	入浴
II-10	整容	2-2	口腔清潔
II-11	移動①(屋内)	1-8	歩行
II-12	移動②(屋外)	1-8	歩行
		1-9	移動
		2-16	交通手段の利用
III 日常生活動作(家事援助)			
III-1	調理(後片付けを含む)	2-12	調理
III-2	洗濯	2-14	洗濯
III-3	掃除	2-13	掃除
III-4	整理・整頓	2-13	掃除
III-5	買い物	2-15	買い物
III-6	金銭管理	2-8	金銭の管理
III-7	物の持ち上げ・運搬等		
III-8	安全確認	2-11	危険の認識
III-9	服薬管理	2-7	薬の管理
IV 意思疎通手段			
IV-1	意思の伝達をする	2-10	日常の意思決定
		3-3	コミュニケーション
IV-2	他者からの意思伝達を理解	3-4	説明の理解
IV-3	代筆・電話の仲立ち等	2-9	電話等の利用
		3-5	読み書き
IV-4	緊急時の対応等		
V 行動障害			
V-1	対人関係・適応性・順応性・自閉的傾向	4-1被害的、4-2作話、4-3感情が不安定、4-24突発的な行動、4-26そううつ状態、4-27反復的行動、4-28対人面の不安緊張、4-29意欲が乏しい、4-30話がまとまらない、4-31集中力が続かない、4-32自己の過大評価、4-33集団への不適応	
V-2	自傷行為	4-21自らを傷つける行為	
V-3	他人・物に対する粗暴な行為	4-5暴言暴行、4-7大声・奇声を出す、4-14物や衣類を壊す、4-22他人を傷つける行為	
V-4	強いこだわり、多動、パニック等	4-6同じ話をする、4-9徘徊、4-10落ち着きなし、4-11外出して戻れない、4-121人で出たがる、4-13収集癖、4-17ひどい物忘れ、4-18こだわり、4-19多動・行動停止、4-20不安定な行動、4-23不適切な行為	
V-5	睡眠障害や食事・排泄にかかる不適応行動	4-4昼夜逆転、4-8支援の拒否、4-15不潔行為、4-16異食行動、4-25過食、反すう等、4-34多飲水・過飲水	
VI その他			
VI-1	医療処置、受診等に関する援助	5-1点滴の管理、5-2中心静脈栄養、5-3透析、5-4ストーマの処置、5-5酸素療法、5-6レスピレーター、5-7気管切開の処置、5-8疼痛の看護、5-9経管栄養、5-10モニター測定、5-11じょくそうの処置、5-12カテーテル	
VI-2	医師等の診断結果及び説明の理解	3-4 説明の理解	
VI-3	健康管理	2-6 健康・栄養管理	
VI-4	その他特記事項		
VII その他の心身の状況			
VII-1	既往症・現病歴・受診状況等	1-11 じょくそう	
VII-2	その他の心身の状況	3-6 感覚過敏・感覚鈍麻	

自立支援給付及び障害児通所支援給付の支給決定について

根拠法令の抜粋

障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）

〔支給要否決定等〕

第 22 条 市町村は、第 20 条第 1 項の申請に係る障害者等の障害支援区分、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第 27 条において「支給要否決定」という。）を行うものとする。

2～3 （略）

4 市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、第 20 条第 1 項の申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し、第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画書の提出を求めるとする。

5 前項の規定によりサービス等利用計画書の提出を求められた障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画書に代えて厚生労働省令で定めるサービス等利用計画書を提出することができる。

6 市町村は、前 2 項のサービス等利用計画書の提出があった場合には、第 1 項の厚生労働省令で定める事項及び当該サービス等利用計画書を勘案して支給要否決定を行うものとする。

7 市町村は、支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量（以下「支給量」という。）を定めなければならない。

児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）

〔通所支給要否決定等〕

第 21 条の 5 の 7 市町村は、前条 1 項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して障害児通所給付等の支給の要否の決定（以下この条において「通所支給要否決定」という。）を行うものとする。

2～3 （略）

4 市町村は、通所支給要否決定を行うに当たって必要があると認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、前条第 1 項の申請に係る障害児の保護者に対し、第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画書の提出を求めるとする。

5 前項の規定により障害児支援利用計画書の提出を求められた障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項の障害児支援利用計画書に代えて厚生労働省令で定める障害児支援利用計画書を提出することができる。

厚生労働省令で定める事項（勘案事項）とは、

障害者総合支援法施行規則 12 条（平成 18 年 2 月 28 日厚生労働省令第 19 号）

自立支援給付にかかる勘案事項

- ① 障害支援区分又は障害の種類及び程度その他心身の状況
- ② 介護を行う者の状況
- ③ 介護給付費等の受給状況
- ④ 障害児施設等の利用状況
- ⑤ 介護保険給付に係る居宅サービスの利用状況
- ⑥ 保健医療又は福祉サービス等の利用状況
- ⑦ 障害者（児）の利用意向の具体的内容
- ⑧ 障害者（児）の置かれている環境
- ⑨ 障害福祉サービスの提供体制の整備状況

児童福祉法施行規則 18 条の 10（昭和 23 年 3 月 31 日厚生省令第 11 号）

障害児通所にかかる勘案事項

- ① 障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状況
- ② 障害児の介護を行う者の状況
- ③ 障害児の保護者に関する障害児通所支援の受給の状況
- ④ 障害児に関する介護給付費等の受給の状況
- ⑤ 障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用状況
- ⑥ 障害児又は障害児の保護者の障害児通所支援の利用意向の具体的内容
- ⑦ 障害児の置かれている環境
- ⑧ 障害児通所支援の提供体制の整備の状況

以上の勘案事項と、サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）を勘案して支給決定を行うものである。

サービスの支給決定基準のための関係事項整理表

障害福祉サービスの支給決定基準のための関係事項整理表

【介護給付】

サービスの種類	利用者像		支給量を定める単位	障害支援区分	支給量		有効期間 (最短～ 最長)
	対象者	障害支援区分等判定基準			基準量	標準 1	
居宅介護 (身体介護中心)	障害者又は障害児	障害支援区分が 区分1以上 である者	時間(30分) /月	区分1 区分2 区分3 区分4 区分5 区分6 障害児	〇時間/月	1か月～1年	
居宅介護 (家事援助中心)	障害者又は障害児	障害支援区分が 区分1以上 である者	時間(30分) /月	区分1 区分2 区分3 区分4 区分5 区分6 障害児	〇時間/月	1か月～1年	
重度訪問介護	1. 重度の肢体不自由者であつて、常時介護を有する障害者 2. 重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて、常時介護を要するもの	1. 障害支援区分が 区分4以上 であつて下記のいずれにも該当する者 (1) 二肢以上に麻痺があること (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち、歩行、移乗、排尿、排便のいずれも「できる」以外と認定されていること。 2. 障害支援区分が区分4以上であつて、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)等の合計点数が10点以上である者	時間(30分) /月	区分4 区分5 区分6	〇時間/月	1か月～1年	
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者又は障害児	同行援護アセスメント票の項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者	時間(30分) /月	—	〇時間/月	1か月～1年	
行動援護	知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者又は障害児であつて常時介護を要する者	障害支援区分が 区分3以上 であつて、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)等の合計点数が10点以上である者	時間(30分) /月	区分3 区分4 区分5 区分6 障害児	〇時間/月	1か月～1年	
重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度の障害者又は障害児であつてその介護の程度が著しく高い者	障害支援区分が 区分6 に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であつて以下に掲げる者 (1) 重度訪問介護の対象であつて四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者のうち、下記のいずれかに該当する者 ① 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 ② 重度知的障害者 (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)等の合計点数が10点以上である者(強度行動障害)	単位/月	区分6	〇単位/月 4時間700単位で提供するサービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイ、自立訓練、就労継続支援、就労移行支援)	1か月～1年	
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設への短期間の入所を必要とする障害者	障害支援区分が 区分1以上 である者	日/月	区分1～ 区分6	〇日/月 原則として、連続利用は30日までとし、年間利用日数は180日までとする。	1か月～1年	
生活介護	常時介護が必要な障害者	① 障害支援区分が 区分3 (施設入所支援を利用する場合は 区分4)以上である者 ② 年齢が50歳以上で、障害支援区分が 区分2 (施設へ入所する場合は 区分3)以上である者	日/月	区分3～ 区分6	【原則の日数】 各月の日数 - 8日	1か月～3年	
療養介護	病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者	① 障害支援区分が 区分6 であり、萎縮症側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 ② 障害支援区分が 区分5以上 であり、筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者	日/月	区分6	〇日/月 各月の日数	1か月～3年	
施設入所支援	夜間において、介護が必要な者、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者	① 生活介護利用者のうち、障害支援区分が 区分4以上 の者(50歳以上の場合は、 区分3以上) ② 自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である者 ③ 生活介護を受けている者であつて障害程度区分4(50歳以上の場合は障害程度区分3)より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者 ④ 就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者	日/月	区分3～ 区分6	〇日/月 各月の日数	1か月～3年 (日中活動サービスの有効期間内)	

同行援護のアセスメント調査票

	調査項目	0点	1点	2点	特記事項	備考
視力障害	視力	1. 普通（日常生活に支障がない。）	2. 約1m離れた視力確認表の図は見るができるが、目の前に置いた場合は見ることができない。 3. 目の前に置いた視力確認表の図は見るができるが、遠ざかると見ることができない。	4. ほとんど見えない。 5. 見えているのか判断不能である。		矯正視力による測定とする。
視野障害	視野	1. 視野障害がない。 2. 視野障害の1点又は2点の事項に該当しない。	3. 両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が90%以上である。	4. 両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が95%以上である。	視力障害の1点又は2点の事項に該当せず、視野に障害がある場合に評価する。	
夜盲	網膜色素変性症等による夜盲等	1. 網膜色素変性症等による夜盲等がない。 2. 夜盲の1点の事項に該当しない。	3. 暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある。	—	視力障害又は視野障害の1点又は2点の事項に該当せず、夜盲等の症状により移動に著しく困難を来したものである場合に評価する。必要に応じて医師意見書を添付する。	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。
移動障害	盲人安全つえ（又は盲導犬）の使用による単独歩行	1. 慣れていない場所であっても歩行ができる。	2. 慣れた場所での歩行のみできる。	3. 慣れた場所であっても歩行ができない。	夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとする。	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。

注1. 「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等をいう。

注2. 「歩行」については、車いす等による移動手段を含む。

(視力確認表:A4版)



【訓練等給付】

サービスの種類	対象者	支給量を定める単位	支給量		支給決定の有効期間
			基準量		
			標準 1		
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者 ①施設・病院を退所・退院した者で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 ②盲・ろう・養護学校を卒業した者で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等	日/月	○日/月 【原則の日数】 各月の日数 - 8日		18か月以内を標準とする。 ※当初は最長1年
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者 ①施設・病院を退所・退院した者で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 ②養護学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等	日/月	○日/月 【原則の日数】 各月の日数 - 8日		24か月以内を標準とする。(長期間にわたって入所(入院)していた者などを対象とする場合には36か月以内) ※当初は最長1年
就労移行支援	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる障害者(利用開始時に65歳未満の者に限る) ①企業等への就労を希望する者 ②技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者等	日/月	○日/月 【原則の日数】 各月の日数 - 8日		24か月以内を標準とする。 ※当初は最長1年
就労継続支援(A型)	就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる者(利用開始時に65歳未満の者に限る) ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ②盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者	日/月	○日/月 【原則の日数】 各月の日数 - 8日		1か月～3年
就労継続支援(B型)	就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない者や一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者 ①就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ②就労移行支援事業を利用(暫定支給決定における利用を含む)した結果、B型の利用が適当と判断された者 ③①、②に該当しない者であって、50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ④障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の経緯を踏まえて、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者。	日/月	○日/月 【原則の日数】 各月の日数 - 8日		1か月～3年
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者(新たに通常の事業所に雇用されてから6か月以上経過し、3年6か月を経過していない者)	日/月	○日/月 各月の日数		36か月以内 (新たに通常の事業所に雇用されてから3年6か月が経過するまでの期間)
自立生活援助	次の①～③のいずれかに該当する者 ①障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 ②現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者 ③障害、疾病等の家族と同居しており(障害者同士で結婚している場合を含む)、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者	日/月	○日/月 各月の日数		12か月以内を標準とする ※さらなる更新には審査会の判定等が必要
共同生活援助	障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助又は入浴、排せつ若しくは食事等の介護が必要な者	日/月	○日/月 各月の日数		1か月～3年 (地域移行型ホームは最長2年)
上記のサービスのうち外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に入居し、受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望する障害者	上記の者のうち、受託居宅介護サービスの提供体制を整えている外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を利用する障害者であって、受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望し、障害支援区分が区分2以上である者	時間(15分)/月	○時間/月		1か月～1年

【地域相談支援】

サービスの種類	対象者	支給量を定める単位	支給量		支給決定の有効期間
			基準量	標準 1	
地域移行支援	<p>以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。</p> <p>①障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入院している障害者</p> <p>※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。</p> <p>②精神科病院に入院している精神障害者</p> <p>※精神科病院には精神病室が設けられている病院を含む。 ※医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含む。</p> <p>③保護施設、矯正施設及び更生保護施設に入所等している障害者</p> <p>※ただし、上記障害者のうち、生活保護法第38条第2項に規定する救護施設若しくは同条第3項に規定する更生施設に入所している障害者、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設、少年院法第1条に規定する少年院若しくは更生保護事業法第2条第7項に規定する更生保護施設（以下、「更生保護施設」という。）に収容されている障害者又は法務省設置法第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊している障害者に限る。</p>	日/月	○日/月 各月の日数	12か月以内を標準とする ※当初は最長6か月 ※さらなる更新には審査会の判定等が必要	
地域定着支援	<p>以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時の支援体制が必要と見込まれる者。</p> <p>①居宅において単身で生活する障害者</p> <p>②居宅において家族等と同居している障害者のうち、同居している家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、同居している家族等による緊急時の支援が見込まれない状況にある障害者。</p> <p>※共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者は除く</p>	日/月	○日/月 各月の日数	1か月～1年	

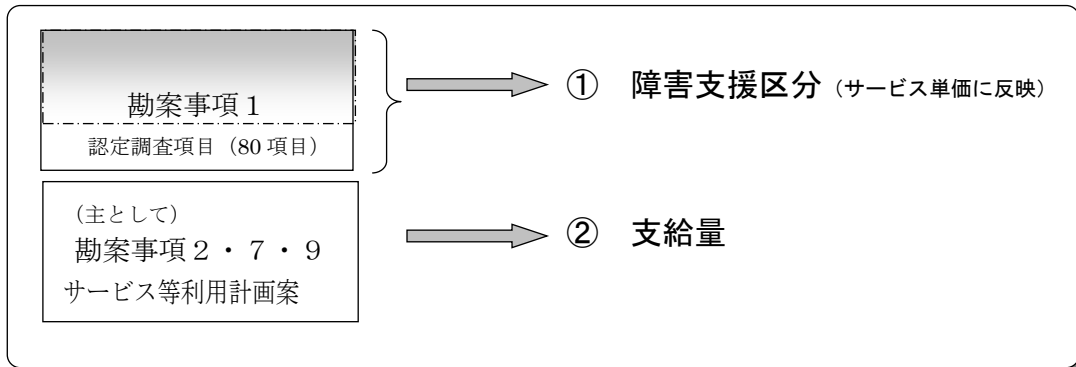
【障害児通所支援】（児童福祉法）□

サービスの種類	対象者	支給量を定める単位	支給量		支給決定の有効期間
			基準量	標準 1	
児童発達支援	<p>療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児。</p> <p>①市町村が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童</p> <p>②保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童</p>	日/月	○日/月	1か月～1年	
医療型児童発達支援	<p>肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児</p>	日/月	○日/月	1か月～1年	
居宅訪問型児童発達支援	<p>重症心身障害等の重度の障害により外出が著しく困難である等、障害児本人の状態を理由として外出ができないと認められた障害児</p>	日/月	○日/月	1か月～1年	
放課後等デイサービス	<p>学校教育法第一条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児</p>	日/月	○日/月	1か月～1年	
保育所等訪問支援	<p>保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児</p> <p>※なお、厚生労働省令で定めるものとは、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設として、市町村が認めた施設</p>	日/月	○日/月	1か月～1年	

3 自立支援給付等の支給決定基準

3-1 支給決定基準①（短期入所）

① 短期入所の支給量等決定の考え方



- 短期入所については、勘案事項1の各項目が支給量に直結する場合は少なく、むしろ、家族等の状況（勘案事項2）・本人の希望（勘案事項7）・サービス等利用計画案を踏まえつつ、最終的には基盤整備状況（勘案事項9）により支給量（回数または日数）を決定することが、資源の配分の公平性の観点からも、適切な方法と考えられる。

必要に応じて（支給量の増加に応じて）、供給体制がフレキシブルに対応可能な居宅介護（ホームヘルプサービス）の場合とは支給量決定の際の勘案事項の優先度を異としている。

- 勘案事項1については、その結果を1回（日）あたりのサービス提供時間に反映することは困難（短期入所は1日を基本的な単位とするため）であり、短期入所施設におけるサービス内容あるいはサービス提供の際の支援の困難度に反映させる。具体的には、障害支援区分により単価差を設け、これをもって提供側のサービスの質の維持を報酬面で担保する形をとる。

心身の障害の程度（勘案事項1）の結果が直接サービス提供時間（支給量）に影響する居宅介護（ホームヘルプサービス）とは勘案事項1の反映方法を異としている。

【支給決定方法】

勘案事項 1

I 身体状況

I-1	視力
I-2	聴力
I-3	言語
I-4	麻痺
I-5	拘縮
I-6	欠損
I-7	手指の動き
I-8	その他

II 日常生活動作(身体介助)

II-1	寝返り
II-2	起き上がり
II-3	座位保持
II-4	車いす等への移乗
II-5	食事行為
II-6	衣服着脱
II-7	排泄行為
II-8	入浴①(準備・後片付け)
II-9	入浴②(浴槽の出入り・洗髪・洗身)
II-10	整容
II-11	移動①(屋内)
II-12	移動②(屋外)

III 日常生活動作(家事援助)

III-1	調理(後片付けを含む)
III-2	洗濯
III-3	掃除
III-4	整理・整頓
III-5	買い物
III-6	金銭管理
III-7	物の持ち上げ・運搬等
III-8	安全確認
III-9	服薬管理

IV 意思疎通手段

IV-1	意思の伝達をする
IV-2	他者からの意思伝達を理解
IV-3	代筆・電話の仲立ち等
IV-4	緊急時の対応等

V 行動障害

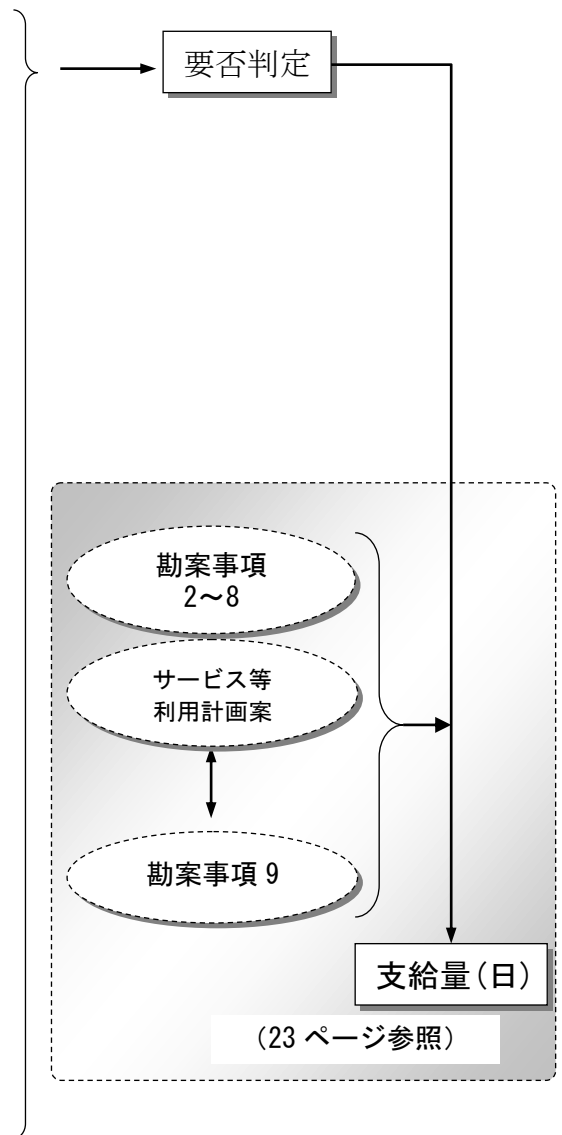
V-1	対人関係・適応性・順応性・自閉的傾向
V-2	自傷行為
V-3	他人・物に対する粗暴な行為
V-4	強いこだわり、多動、パニック等
V-5	睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動

VI その他

VI-1	医療処置、受診等に関する援助
VI-2	医師等の診断結果及び説明の理解
VI-3	健康管理
VI-4	その他特記事項

VII その他の心身の状況

VII-1	既往症・現病歴・受診状況等
VII-2	その他心身の状況



② 支給量等（短期入所）

ア) 支給量

希望回数（日数）等と 基盤整備状況（最大値） のいずれか低い方

勘案事項 2～8
サービス等利用計画案

勘案事項 9

区分	希望量	最大値（支給量）
本則	7日未満	7日
	7日以上 15日未満	本人の希望する日数
	15日以上	14日
特例（※）	15日以上	必要と認める日数

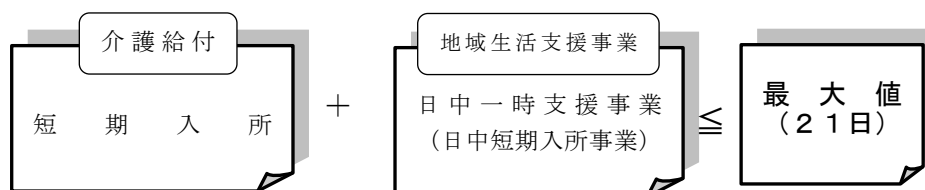
※「特例」の考え方

特例については、原則として連続利用は30日まで、年間利用日数は180日までであることを踏まえながら、下記のいずれかの要件に該当すると認められる場合に適切に運用する。

- ① 家族の急な疾病その他やむを得ない事由により、14日を超えた短期入所の必要性が生じた場合。（家族の疾病に関する診断書その他の資料により、支給量変更申請を行い、当該事由が消滅した時点で、職権により旧の支給量に復するものとする。）
- ② 利用調整に要する期間その他施設入所が可能となるまでの期間、家族等の状況からやむを得ず短期入所による支援が必要であると姫路市が認めた場合。
- ③ 医療的ケアが必要な者が泊を伴わない利用を希望し、通常の日中短期入所事業所では入りが困難な場合、下記の留意事項の日中短期入所事業を医療型特定短期入所と読み替える。

イ) 留意事項

- ・ 支給決定は地域生活支援事業の日中一時支援事業の日中短期入所事業（泊を伴わない利用）を考慮した上での「日数」決定とする。従って日中一時支援事業ばかりであることが調査時点で把握できる場合には、日中一時支援事業のみをもって支給量とする。また、介護給付の短期入所と日中一時支援事業を併給利用する場合の支給量は、最大21日とする。ただし、個々の支給量は14日を超えないものとする。



3-2 支給決定基準②（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）

【支給決定方法】

勘案事項 1

I 身体状況

I-1	視力
I-2	聴力
I-3	言語
I-4	麻痺
I-5	拘縮
I-6	欠損
I-7	手指の動き
I-8	その他

II 日常生活動作(身体介助)

II-1	寝返り
II-2	起き上がり
II-3	座位保持
II-4	車いす等への移乗
II-5	食事行為
II-6	衣服着脱
II-7	排泄行為
II-8	入浴①(準備・後片付け)
II-9	入浴②(浴槽の出入り・洗髪・洗身)
II-10	整容
II-11	移動①(屋内)
II-12	移動②(屋外)

III 日常生活動作(家事援助)

III-1	調理(後片付けを含む)
III-2	洗濯
III-3	掃除
III-4	整理・整頓
III-5	買い物
III-6	金銭管理
III-7	物の持ち上げ・運搬等
III-8	安全確認
III-9	服薬管理

IV 意思疎通手段

IV-1	意思の伝達をする
IV-2	他者からの意思伝達を理解
IV-3	代筆・電話の仲立ち等
IV-4	緊急時の対応等

V 行動障害

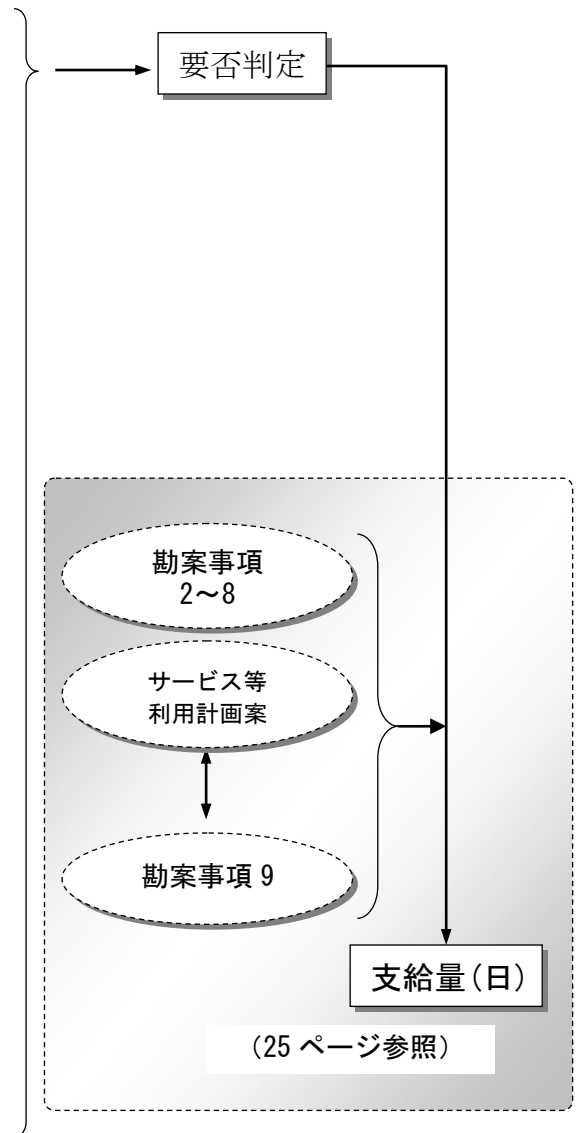
V-1	対人関係・適応性・順応性・自閉的傾向
V-2	自傷行為
V-3	他人・物に対する粗暴な行為
V-4	強いこだわり、多動、パニック等
V-5	睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動

VI その他

VI-1	医療処置、受診等に関する援助
VI-2	医師等の診断結果及び説明の理解
VI-3	健康管理
VI-4	その他特記事項

VII その他の心身の状況

VII-1	既往症・現病歴・受診状況等
VII-2	その他心身の状況



① 支給量等－I（施設入所支援を伴わない）

ア) 支給量

希望回数（日数）等 と 各月の日数－8日（最大値） のいずれか低い方

勘案事項2～8
サービス等利用計画案

区分	希望量	最大値 (支給量)	算出根拠
身体・知的・ 精神	1回/週	7日/月	1回×4.3週(切り上げ) + 2日(※調整日)
	2回/週	11日/月	2回×4.3週(切り上げ) + 2日(※調整日)
	3回/週	15日/月	3回×4.3週(切り上げ) + 2日(※調整日)
	4回/週	20日/月	4回×4.3週(切り上げ) + 2日(※調整日)
	5回/週	月の日数－8日	5回×4.3週(切り上げ) + 2日(※調整日)

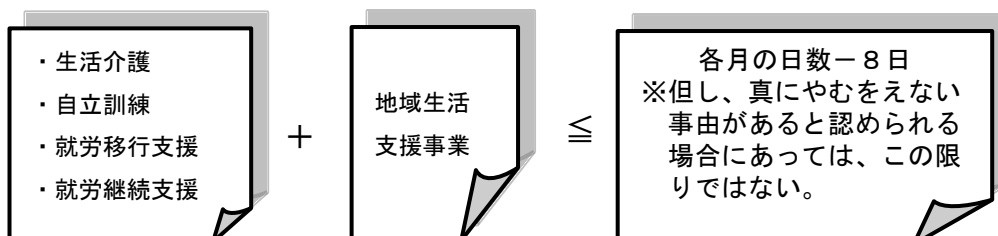
※「調整日」の考え方

基本的には4.3週を乗じて切り上げた回数で対応可能と思われるが、週前半（あるいは後半）に偏した利用を行う者が、月毎の曜日別日数に変動があった場合においても定期的な利用が可能となるよう配慮するとともに、他の者の利用が急遽キャンセルとなった場合の利用について、支給量変更等の手続きを経ることなくフレキシブルに利用可能となるよう設定したもの。

支給決定の際には「調整日」の意図について、十分な理解を得るよう努めるとともに、サービス提供事業者との契約時にもこれを踏まえた契約が行われるよう支援する必要がある。

イ) 留意事項

日中活動（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）と地域生活支援事業（地域活動支援センター機能強化事業）は、複数利用することが可能となるため、それぞれのサービスについて個々独立して支給量を定めるのではなく、複数利用するサービスの合計日数により最大値（支給量）とする。



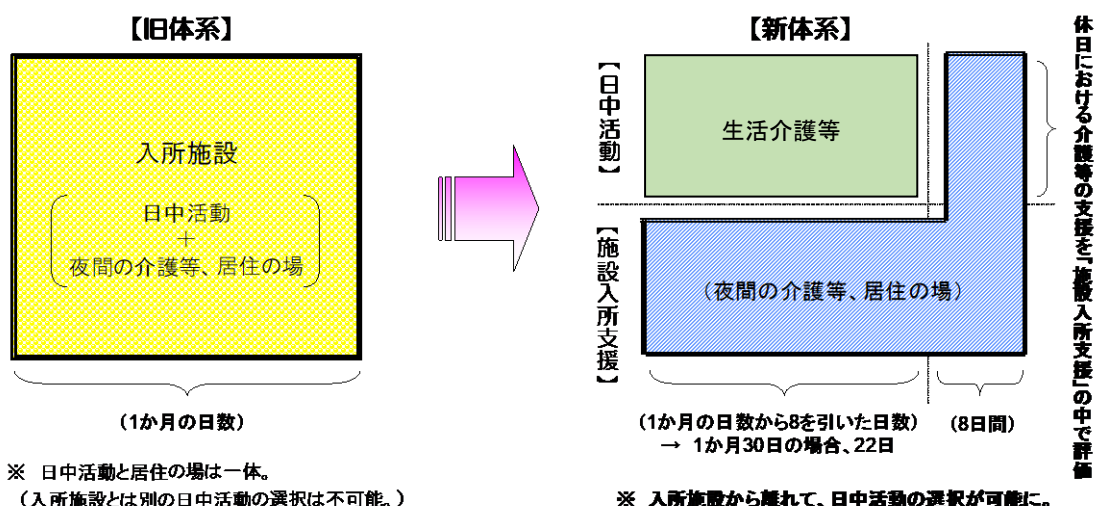
② 支給量等－Ⅱ（施設入所支援を伴う）

ア) 支給量

$$1 \text{ カ月の日数} - 8 \text{ 日} = \text{支給量}$$

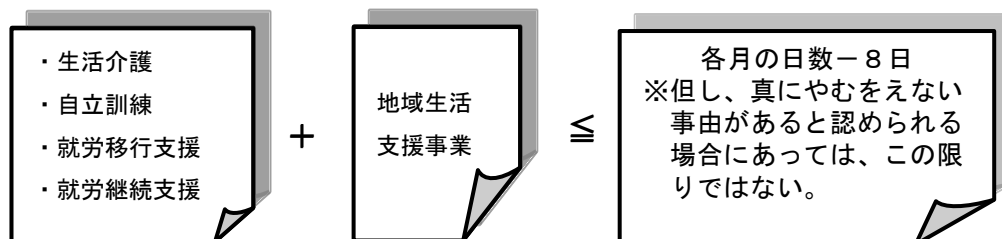
（日中、就労移行支援又は就労継続支援を行う場合にあつては、繁忙期など、1月当たりの利用日数の変動が見込まれることから、当該施設が特定する3か月以上1年以内の期間において、各月の日数から8を差し引いた日数の合計。）

障害者自立支援法の施行前の旧体系では、施設入所支援においては、土日における入所者への支援を含めて設定されていたため、入所施設利用者は、入所施設とは別の日中活動の選択は不可能であったが、障害者自立支援法の施行による新体系では、施設入所から離れて、日中活動の選択が可能となった。



イ) 留意事項

日中活動（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）と地域生活支援事業（地域活動支援センター機能強化事業）は、複数利用することが可能となるため、それぞれのサービスについて個々独立して支給量を定めるのではなく、複数利用するサービスの合計日数により最大値（支給量）とする。



3-3 支給決定基準③（就労定着支援、自立生活援助）

【支給決定方法】

勘案事項 1

I 身体状況

I-1	視力
I-2	聴力
I-3	言語
I-4	麻痺
I-5	拘縮
I-6	欠損
I-7	手指の動き
I-8	その他

II 日常生活動作(身体介助)

II-1	寝返り
II-2	起き上がり
II-3	座位保持
II-4	車いす等への移乗
II-5	食事行為
II-6	衣服着脱
II-7	排泄行為
II-8	入浴①(準備・後片付け)
II-9	入浴②(浴槽の出入り・洗髪・洗身)
II-10	整容
II-11	移動①(屋内)
II-12	移動②(屋外)

III 日常生活動作(家事援助)

III-1	調理(後片付けを含む)
III-2	洗濯
III-3	掃除
III-4	整理・整頓
III-5	買い物
III-6	金銭管理
III-7	物の持ち上げ・運搬等
III-8	安全確認
III-9	服薬管理

IV 意思疎通手段

IV-1	意思の伝達をする
IV-2	他者からの意思伝達を理解
IV-3	代筆・電話の仲立ち等
IV-4	緊急時の対応等

V 行動障害

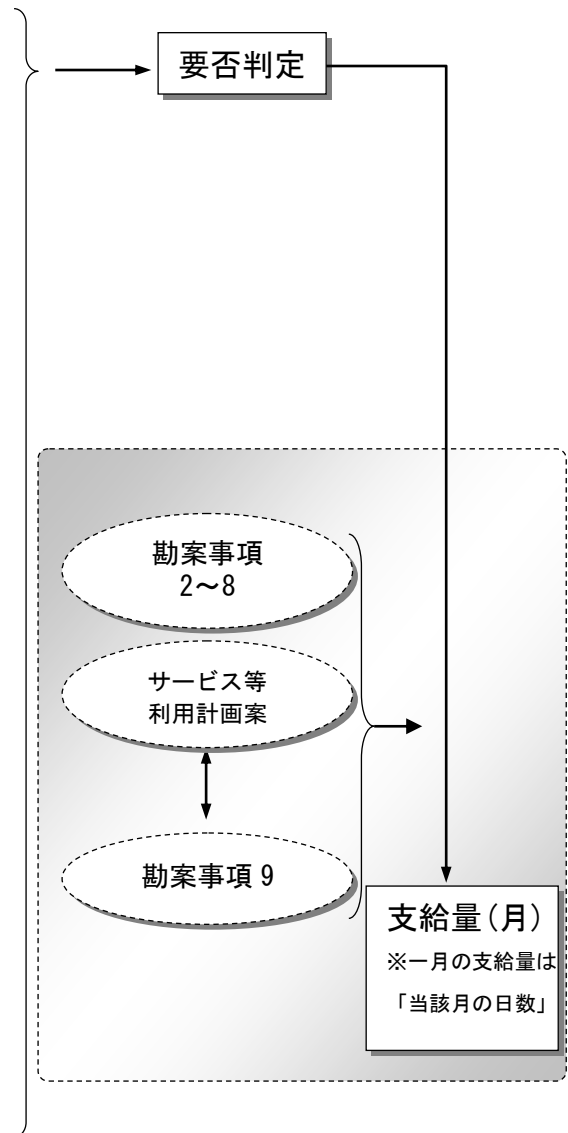
V-1	対人関係・適応性・順応性・自閉的傾向
V-2	自傷行為
V-3	他人・物に対する粗暴な行為
V-4	強いこだわり、多動、パニック等
V-5	睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動

VI その他

VI-1	医療処置、受診等に関する援助
VI-2	医師等の診断結果及び説明の理解
VI-3	健康管理
VI-4	その他特記事項

VII その他の心身の状況

VII-1	既往症・現病歴・受診状況等
VII-2	その他心身の状況



① 支給決定期間

就労定着支援は、就労移行支援等を利用して一般就労した障害者を対象とするサービスである。就労移行支援等の事業所については6か月以上職場定着支援の義務等があることから、就労定着支援の利用開始は、新たに通常の事業所に雇用されてから6か月経過後となる。

また、就労定着支援の支給決定期間は、新たに通常の事業所に雇用されてから3年6か月が経過するまでの期間から、サービス利用開始時までの就労継続期間を除いた期間となる（最大3年間）。

自立生活援助については、標準利用期間を1年間とし、更新を希望する場合は審査会による判定で適当と認められた場合に更新する。

② 留意事項

就労定着支援は雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行うものであり、生活支援としては、生活リズム・生活習慣、衛生管理、健康管理・服薬管理等を行うものである。このため、就労定着支援は自立生活援助における支援内容の範囲をまかなえることから、自立生活援助との併給は認めない。

また、就労定着支援は、訪問型自立訓練（生活訓練）の相談援助の内容の範囲をまかなえることや、就労定着支援の利用者は一般企業に就職していることを踏まえれば、新たに生活に関する訓練を行うことは想定されないことから、訪問型自立訓練（生活訓練）との併給は認めない。

自立生活援助については、地域移行支援、地域定着支援と支援内容の範囲が重なることから、これらのサービスとの併給は認めない。

※サービス内容が異なる他の障害福祉サービス等との併給は妨げない。

3-4 支給決定基準④（共同生活援助）

【支給決定方法】

勘案事項 1

I 身体状況

I-1	視力
I-2	聴力
I-3	言語
I-4	麻痺
I-5	拘縮
I-6	欠損
I-7	手指の動き
I-8	その他

II 日常生活動作(身体介助)

II-1	寝返り
II-2	起き上がり
II-3	座位保持
II-4	車いす等への移乗
II-5	食事行為
II-6	衣服着脱
II-7	排泄行為
II-8	入浴①(準備・後片付け)
II-9	入浴②(浴槽の出入り・洗髪・洗身)
II-10	整容
II-11	移動①(屋内)
II-12	移動②(屋外)

III 日常生活動作(家事援助)

III-1	調理(後片付けを含む)
III-2	洗濯
III-3	掃除
III-4	整理・整頓
III-5	買い物
III-6	金銭管理
III-7	物の持ち上げ・運搬等
III-8	安全確認
III-9	服薬管理

IV 意思疎通手段

IV-1	意思の伝達をする
IV-2	他者からの意思伝達を理解
IV-3	代筆・電話の仲立ち等
IV-4	緊急時の対応等

V 行動障害

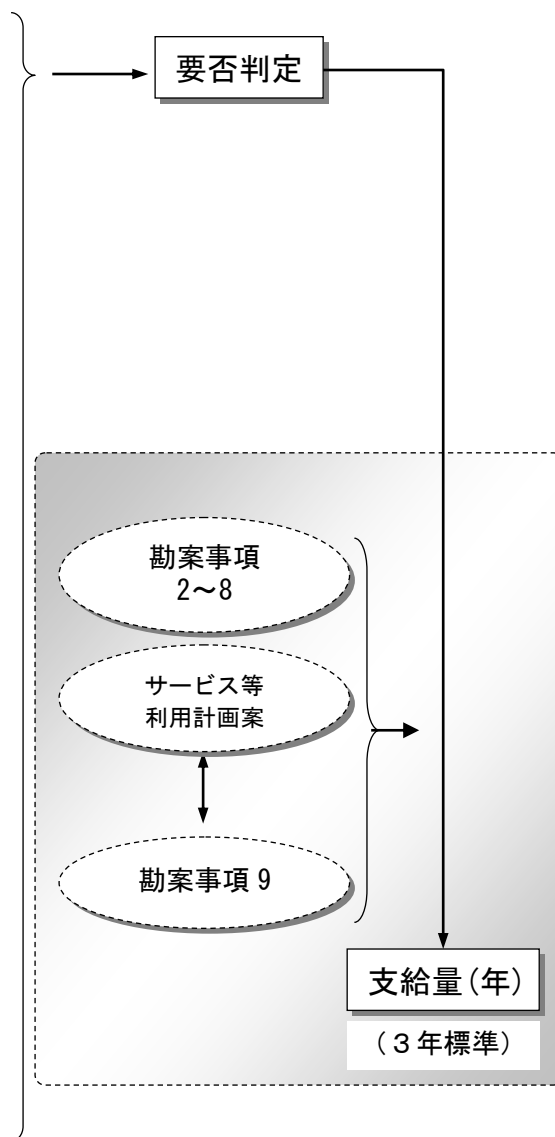
V-1	対人関係・適応性・順応性・自閉的傾向
V-2	自傷行為
V-3	他人・物に対する粗暴な行為
V-4	強いこだわり、多動、パニック等
V-5	睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動

VI その他

VI-1	医療処置、受診等に関する援助
VI-2	医師等の診断結果及び説明の理解
VI-3	健康管理
VI-4	その他特記事項

VII その他の心身の状況

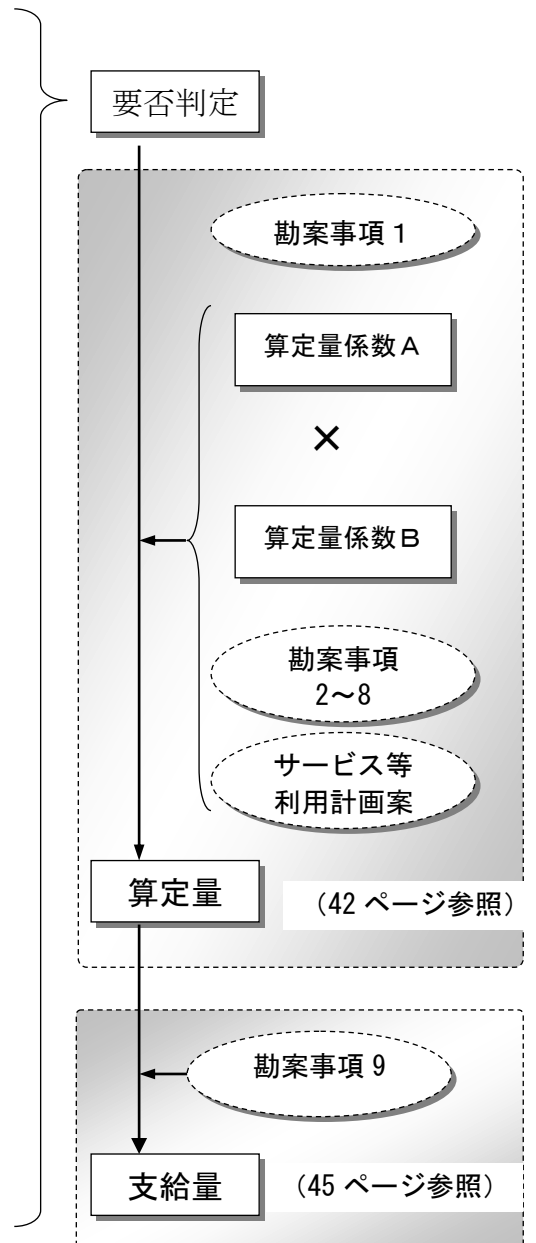
VII-1	既往症・現病歴・受診状況等
VII-2	その他心身の状況



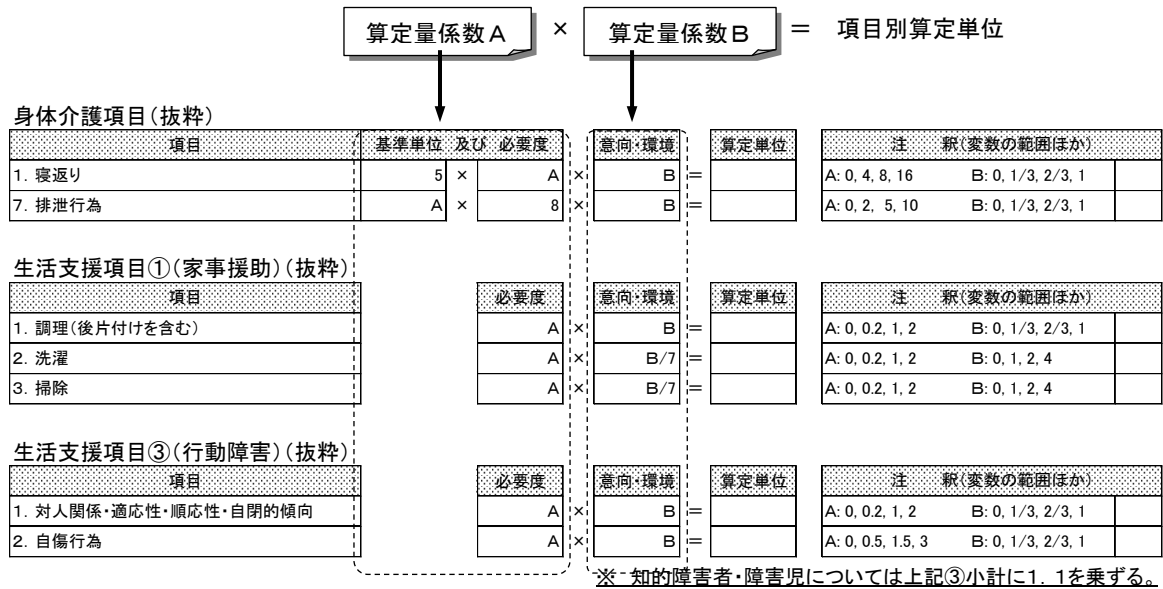
3-5 支給決定基準⑤（居宅介護等）

【支給決定方法】

		身 体 介 護	乗 降 介 助	家 事 援 助	行 動 援 護	重 度 訪 問 介 護	同 行 援 護 ・ 移 動 支 援
I 身体状況							
I-1	視力						
I-2	聴力						
I-3	言語						
I-4	麻痺	○		○		○	○
I-5	拘縮						
I-6	欠損						
I-7	手指の動き						
I-8	その他						
II 日常生活動作（身体介助）							
II-1	寝返り						
II-2	起き上がり		○				
II-3	座位保持		○				○
II-4	車いす等への移乗		○				○
II-5	食事行為						○
II-6	衣服着脱	○					
II-7	排泄行為					○	○
II-8	入浴①（準備・後片付け）						
II-9	入浴②（浴槽の出入り・洗髪・洗身）						
II-10	整容						○
II-11	移動①（屋内）		○		○		
II-12	移動②（屋外）		○		○		○
III 日常生活動作（家事援助）							
III-1	調理（後片付けを含む）						
III-2	洗濯						
III-3	掃除						
III-4	整理・整頓						
III-5	買い物			○		○	
III-6	金銭管理						
III-7	物の持ち上げ・運搬等						
III-8	安全確認						
III-9	服薬管理						
IV 意思疎通手段							
IV-1	意思の伝達をする						
IV-2	他者からの意思伝達を理解			○	○	○	○
IV-3	代筆・電話の仲立ち等						
IV-4	緊急時の対応等						
V 行動障害							
V-1	対人関係・適応性・順応性・自閉的傾向						
V-2	自傷行為						
V-3	他人・物に対する粗暴な行為			○	○	○	○
V-4	強いこだわり、多動、パニック等						
V-5	睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動						
VI その他							
VI-1	医療処置、受診等に関する援助	○	○				
VI-2	医師等の診断結果及び説明の理解			○		○	○
VI-3	健康管理			○			
VI-4	その他特記事項			○			
VII その他の心身の状況							
VII-1	既往症・現病歴・受診状況等	○	○	○	○	○	○
VII-2	その他心身の状況						



① 算定量係数（考え方）



ア) 算定量係数 A

- ・ 勘案事項1をもとに算出
- ・ 能力障害の客観評価に基づく支援の必要度算定を原則（一部実態評価を含む）
→ 「誰が」という支援主体については当該係数には反映されない。

別紙「勘案事項整理票」で定義

算定量係数 A

II - 2. 起き上がり

全面的な支援が必要	自分ではできず、ほぼ全介助を要する。	7	5 単位
部分的な支援が必要	ベッド柵、ひも、サイドレール等を利用して、全てを自分でできるわけではなく、途中までできて最後の部分で介助が必要になる等、一部介助を必要とする。	5	
支援の必要性が低い	上記のいずれにも該当しないが、全く問題がない状態ではない。	3	
支援の必要性がない	自立している、または全く問題がない。	0	

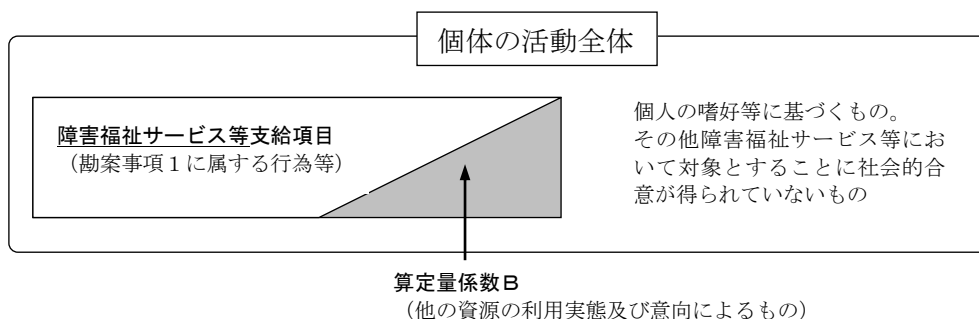
【判断基準】
四肢まひ、脳性まひ、片まひ等により、ベッド上での起き上がり（仰臥位から上半身を起こす。）やベッドへ横になることに支援を必要とするかどうかを判断する。

イ) 算定量係数B

- ・ 勘案事項2～8をもとに算出
- ・ 居宅介護が「生活支援」及び「社会における自己実現」を通じた「尊厳の維持」にあること、人間の社会活動が一般的には「1週間」を単位として規則周期的に営まれること等を踏まえ、個々の項目については、
 - i) 身体機能・生命維持に著しく影響を及ぼす項目については「1日」
 - ii) 健康管理、保健衛生上必要な項目については「起床時～就寝時」または「1日当たりの回数」
 - iii) 社会活動一般に関する項目その他については「昼間帯」または「週当たりの回数」を基本とした算定を行う。

※ 当該係数の算定時点では「予算」や「基盤整備状況」は考慮されないこと、また「支援主体」については、家族介護（支援）等を当然のものとして容認する等、家族等が存在することをもって係数算定を一律に減じるものではないことに留意することがある。

算定量補正Bとは、各種の社会資源の一つとして障害福祉サービス等が存在し、他の社会資源との有機的な連携の中で上記「尊厳の維持」がなされるべきとの理念に基づき設定されるものである。（支給を無条件に容認していくことであれば当該係数を設定する意味はない。）



ウ) 勘案事項1の個々の項目と算定量係数Bの関係(基準単位)

項 目	1日			1週間							
	起床時	昼間帯	就寝時	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	
身体介護	1. 寝返り										
	2. 起き上がり										
	3. 座位保持										
	4. 車いす等への移乗										
	5. 食事行為	●	●	●							
	6. 衣服着脱										
	7. 排泄行為										
	8. 入浴①(準備・後片付け)										
	9. 入浴②(浴槽の出入り・洗髪・洗身)										
	10. 整容	●	●	●							
	11. 移動①(屋内)										
	12. 移動②(屋外)										
家事援助	1. 調理(後片付けを含む)	●	●	●							
	2. 洗濯										
	3. 掃除										
	4. 整理・整頓										
	5. 買い物										
	6. 金銭管理										
	7. 物の持ち上げ・運搬等										
	8. 安全確認										
	9. 服薬管理	●	●	●							
意思疎通	1. 意思の伝達をする										
	2. 他者からの意思伝達を理解										
	3. 代筆、電話の仲立ち等										
	4. 緊急時の対応等										
行動障害	1. 対人関係・適応性・順応性・自閉的傾向										
	2. 自傷行為										
	3. 他人・物に対する粗暴な行為										
	4. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動										
	5. 睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動										
医学的管理その他	1. 医療処置、受診等(通院を含む)に関する援助										
	2. 医師等の診断結果及び説明の理解に関する支援										
	3. 健康管理										
	4. その他特記事項 (訓練・作業等)										
	動機付け及び内容の理解に関する支援										
	送迎及び移動に関する支援										
	準備及び後片付けに関する支援										
	技術の習得及び作業等の遂行に関する支援										
	(生活基盤・社会参加等)										
	住宅の確保、生活支援の体制作り等に関する支援										
	就職・就労先の選定及び就職先との調整に関する支援										
	余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援										
	(生活能力等の向上)										
	在宅生活に必要な生活関連行為を習得するための支援										
	車いすの操作、歩行、日常生活動作等に関する訓練										
	持久力、敏捷性の向上等の体力増強のための訓練										
(その他特記事項)											

- 部分は基準となる単位を表す。
● 部分は、1日のうちの回数を単位とする場合を表す。

(参 考)

項目別算定量一覧① (算定量係数Aのみの比較)

項 目		最大値(1日当たり換算)	
		1	90
身体介護	1. 寝返り	[Progress bar]	
	2. 起き上がり	[Progress bar]	
	3. 座位保持	[Progress bar]	
	4. 車いす等への移乗	[Progress bar]	
	5. 食事行為	[Progress bar]	
	6. 衣服着脱	[Progress bar]	
	7. 排泄行為	[Progress bar]	
	8. 入浴①(準備・後片付け)	[Progress bar]	
	9. 入浴②(浴槽の出入り・洗髪・洗身)	[Progress bar]	
	10. 整容	[Progress bar]	
	11. 移動①(屋内)	[Progress bar]	
	12. 移動②(屋外)	[Progress bar]	
家事援助	1. 調理(後片付けを含む)	[Progress bar]	
	2. 洗濯	[Progress bar]	
	3. 掃除	[Progress bar]	
	4. 整理・整頓	[Progress bar]	
	5. 買い物	[Progress bar]	
	6. 金銭管理	[Progress bar]	
	7. 物の持ち上げ・運搬等	[Progress bar]	
	8. 安全確認	[Progress bar]	
	9. 服薬管理	[Progress bar]	
意思疎通	1. 意思の伝達をする	[Progress bar]	
	2. 他者からの意思伝達を理解	[Progress bar]	
	3. 代筆、電話の仲立ち等	[Progress bar]	
	4. 緊急時の対応等	[Progress bar]	
行動障害	1. 対人関係・適応性・順応性・自閉的傾向	[Progress bar]	
	2. 自傷行為	[Progress bar]	
	3. 他人・物に対する粗暴な行為	[Progress bar]	
	4. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動	[Progress bar]	
	5. 睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動	[Progress bar]	
医学的管理その他	1. 医療処置、受診等(通院を含む)に関する援助	[Progress bar]	
	2. 医師等の診断結果及び説明の理解に関する支援	[Progress bar]	
	3. 健康管理	[Progress bar]	
	4. その他特記事項 (訓練・作業等)	[Progress bar]	
	動機付け及び内容の理解に関する支援	[Progress bar]	
	送迎及び移動に関する支援	[Progress bar]	
	準備及び後片付けに関する支援	[Progress bar]	
	技術の習得及び作業等の遂行に関する支援	[Progress bar]	
	(生活基盤・社会参加等)	[Progress bar]	
	住宅の確保、生活支援の体制作り等に関する支援	[Progress bar]	
	就職・就労先の選定及び就職先との調整に関する支援	[Progress bar]	
	余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援	[Progress bar]	
	(生活能力等の向上)	[Progress bar]	
	在宅生活に必要な生活関連行為を習得するための支援	[Progress bar]	
車いすの操作、歩行、日常生活動作等に関する訓練	[Progress bar]		
持久力、敏捷性の向上等の体力増強のための訓練	[Progress bar]		
(その他特記事項)	[Progress bar]		

(参 考)

項目別算定量一覧② (算定量係数Bのみの比較)

項 目	最大値					
	0					1
身体介護	1. 寝返り					
	2. 起き上がり					
	3. 座位保持					
	4. 車いす等への移乗					
	5. 食事行為					
	6. 衣服着脱					
	7. 排泄行為					
	8. 入浴① (準備・後片付け)					
	9. 入浴② (浴槽の出入り・洗髪・洗身)					
	10. 整容					
	11. 移動① (屋内)					
	12. 移動② (屋外)					
家事援助	1. 調理 (後片付けを含む)					
	2. 洗濯					
	3. 掃除					
	4. 整理・整頓					
	5. 買い物					
	6. 金銭管理					
	7. 物の持ち上げ・運搬等					
	8. 安全確認					
	9. 服薬管理					
意思疎通	1. 意思の伝達をする					
	2. 他者からの意思伝達を理解					
	3. 代筆、電話の仲立ち等					
	4. 緊急時の対応等					
行動障害	1. 対人関係・適応性・順応性・自閉的傾向					
	2. 自傷行為					
	3. 他人・物に対する粗暴な行為					
	4. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動					
	5. 睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動					
医学的管理その他	1. 医療処置、受診等 (通院を含む) に関する援助					
	2. 医師等の診断結果及び説明の理解に関する支援					
	3. 健康管理					
	4. その他特記事項					
	(訓練・作業等)					
	動機付け及び内容の理解に関する支援					
	送迎及び移動に関する支援					
	準備及び後片付けに関する支援					
	技術の習得及び作業等の遂行に関する支援					
	(生活基盤・社会参加等)					
	住宅の確保、生活支援の体制作り等に関する支援					
	就職・就労先の選定及び就職先との調整に関する支援					
	余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援					
	(生活能力等の向上)					
在宅生活に必要な生活関連行為を習得するための支援						
車いすの操作、歩行、日常生活動作等に関する訓練						
持久力、敏捷性の向上等の体力増強のための訓練						
(その他特記事項)						

(参 考)

項目別算定量一覧③ (算定量係数 A × B)

項目	最大値(1日当たり換算)		算定単位 (最大値)
	1	90	
身体介護	1. 寝返り		80.0
	2. 起き上がり		35.0
	3. 座位保持		15.0
	4. 車いす等への移乗		15.0
	5. 食事行為		90.0
	6. 衣服着脱		30.0
	7. 排泄行為		80.0
	8. 入浴①(準備・後片付け)		8.6
	9. 入浴②(浴槽の出入り・洗髪・洗身)		17.1
	10. 整容		10.0
	11. 移動①(屋内)		15.0
	12. 移動②(屋外)		42.9
家事援助	1. 調理(後片付けを含む)		30.0
	2. 洗濯		17.1
	3. 掃除		17.1
	4. 整理・整頓		17.1
	5. 買い物		17.1
	6. 金銭管理		17.1
	7. 物の持ち上げ・運搬等		17.1
	8. 安全確認		17.1
	9. 服薬管理		30.0
意思疎通	1. 意思の伝達をする		45.0
	2. 他者からの意思伝達を理解		45.0
	3. 代筆、電話の仲立ち等		17.1
	4. 緊急時の対応等		30.0
行動障害	1. 対人関係・適応性・順応性・自閉的傾向		30.0
	2. 自傷行為		45.0
	3. 他人・物に対する粗暴な行為		30.0
	4. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動		45.0
	5. 睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動		30.0
医学的管理その他	1. 医療処置、受診等(通院を含む)に関する援助		8.6
	2. 医師等の診断結果及び説明の理解に関する支援		8.6
	3. 健康管理		30.0
	4. その他特記事項 (訓練・作業等)		
	動機付け及び内容の理解に関する支援		1.5
	送迎及び移動に関する支援		1.5
	準備及び後片付けに関する支援		1.5
	技術の習得及び作業等の遂行に関する支援 (生活基盤・社会参加等)		1.5
	住宅の確保、生活支援の体制作り等に関する支援		1.5
	就職・就労先の選定及び就職先との調整に関する支援		1.5
	余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援 (生活能力等の向上)		1.5
	在宅生活に必要な生活関連行為を習得するための支援		1.5
	車いすの操作、歩行、日常生活動作等に関する訓練		1.5
	持久力、敏捷性の向上等の体力増強のための訓練 (その他特記事項)		1.5

② 算定量－1（係数A）

項目	基準単位	変数の範囲	支援の必要度(最重度の場合の状態像)	補正係数	
身体介護	1. 寝返り	5 × A	0, 4, 8, 16	1回あたり5分の支援、1.5時間に1回の支援	①
	2. 起き上がり	5 × A	0, 3, 5, 7	1回あたり5分の支援、起床～就寝までに7回の支援	
	3. 座位保持	5 × A	0, 1, 2, 3	1回あたり5分の支援、起床～就寝までに3回の支援	
	4. 車いす等への移乗	5 × A	0, 1, 2, 3	1回あたり5分の支援、起床～就寝までに3回の支援	(1)
	5. 食事行為	A × 3	0, 5, 20, 30	1回あたり最大30分の支援、1日あたり3回の支援	
	6. 衣服着脱	A × 2	0, 5, 10, 15	1回あたり最大15分の支援、1日あたり2回の支援	(1)
	7. 排泄行為	A × 8	0, 2, 5, 10	1回あたり最大10分の支援、1日あたり8回の支援	②
	8. 入浴①(準備・後片付け)	10 × A	0, 0.5, 1, 2	1回あたり最大20分の支援	
	9. 入浴②(浴槽の出入り・洗髪・洗身)	20 × A	0, 0.5, 1, 2	1回あたり最大40分の支援	(1)
	10. 整容	10 × A	0, 0.25, 0.5, 1	1日あたり最大10分の支援	
	11. 移動①(屋内)	5 × A	0, 1, 2, 3	1回あたり5分の支援、起床～就寝までに3回の支援	
	12. 移動②(屋外)	60 × A	0, 1, 1, 1	1回あたり60分の支援	③
家事援助	1. 調理(後片付けを含む)	A	0, 0.2, 1, 2	個々の項目1回あたり平均2単位(30分程度)の支援	
	2. 洗濯	A	0, 0.2, 1, 2		
	3. 掃除	A	0, 0.2, 1, 2		
	4. 整理・整頓	A	0, 0.2, 1, 2		
	5. 買い物	A	0, 0.2, 1, 2		
	6. 金銭管理	A	0, 0.2, 1, 2		
	7. 物の持ち上げ・運搬等	A	0, 0.2, 1, 2		
	8. 安全確認	A	0, 0.2, 1, 2		
	9. 服薬管理	A	0, 0.2, 1, 2		
意思疎通	1. 意思の伝達をする	A	0, 0.5, 1.5, 3	個々の項目1回あたり平均2～3単位(30～45分程度)の支援	(2)
	2. 他者からの意思伝達を理解	A	0, 0.5, 1.5, 3		
	3. 代筆、電話の仲立ち等	A	0, 0.2, 1, 2		
	4. 緊急時の対応等	A	0, 0.2, 1, 2		
行動障害	1. 対人関係・適応性・順応性・自閉的傾向	A	0, 0.2, 1, 2	個々の項目1回あたり平均2～3単位(30～45分程度)の支援	(2)
	2. 自傷行為	A	0, 0.5, 1.5, 3		(2)
	3. 他人・物に対する粗暴な行為	A	0, 0.2, 1, 2		(4),(2)
	4. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動	A	0, 0.5, 1.5, 3		(2)
	5. 睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動	A	0, 0.2, 1, 2		(2)
医学的管理その他	1. 医療処置、受診等(通院を含む)に関する援助	A	0, 0.2, 1, 2	個々の項目1回あたり平均2単位(30分程度)の支援	
	2. 医師等の診断結果及び説明の理解に関する支援	A	0, 0.2, 1, 2		
	3. 健康管理	A	0, 0.2, 1, 2		
	4. その他特記事項			個々の項目1回あたり平均0.1単位(1.5分程度)の支援	
	(訓練・作業等)				
	動機付け及び内容の理解に関する支援	A	0, 0, 1		
	送迎及び移動に関する支援	A	0, 0, 1		
	準備及び後片付けに関する支援	A	0, 0, 1		
	技術の習得及び作業等の遂行に関する支援	A	0, 0, 1		
	(生活基盤・社会参加等)				
	住宅の確保、生活支援の体制作り等に関する支援	A	0, 0, 1		
	就職・就労先の選定及び就職先との調整に関する支援	A	0, 0, 1		
	余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援	A	0, 0, 1		
	(生活能力等の向上)				
在宅生活に必要な生活関連行為を習得するための支援	A	0, 0, 1			
車いすの操作、歩行、日常生活動作等に関する訓練	A	0, 0, 1			
持久力、敏捷性の向上等の体力増強のための訓練	A	0, 0, 1			
(その他特記事項)	A	0, 0, 1			

ア) 変数の範囲について

算定量係数Aは個々の項目ごとに、「0～個々の最大値」の範囲で4つの定数をもつが、これら4つの定数がそれぞれの項目の調査結果に対応する。

ただし、屋外移動及びその他特記事項においては、支援の必要性がない場合とそれ以外の場合との2区分となる。

イ) 補正係数について

障害者の心身の状況の個別性に配慮し、標準的な算定単位を用いがたい場合に用いるものとする。

No.	項 目	補正係数	補 正 基 準
①	寝返り	1. 2	皮膚疾患その他支給基準内の頻度の寝返り介助では褥瘡ができる可能性が著しく高い場合
②	排泄行為	1. 5	医療的な排泄支援を要する場合その他器具の洗浄等著しく時間を要する場合
		1. 3	排泄等の後始末に著しく時間を要する場合
③	移動②（屋外）	1. 5	腎臓透析により頻回の通院介助が必要な場合
		3. 0	移動介護を利用する場合
④	他害行為	1. 3	他害の対象が人であり、手段が行動である等危険性が著しく高い場合
(1)	車いすへの移乗	2. 0	体重が著しく重い等により、1人のホームヘルパーでの身体介護が困難である場合
	衣服着脱		
	入浴②		
(2)	意思疎通（全項目）	1. 1	知的障害者・障害児の場合
	行動障害（全項目）	1. 1	

他の項目については、基本的に補正は行わないが、今後の調査結果により、特に必要であると認められる場合には1. 2を上限とした補正を行い、当該事例をもって補正の基準とする。

③ 算定量－２（係数B）

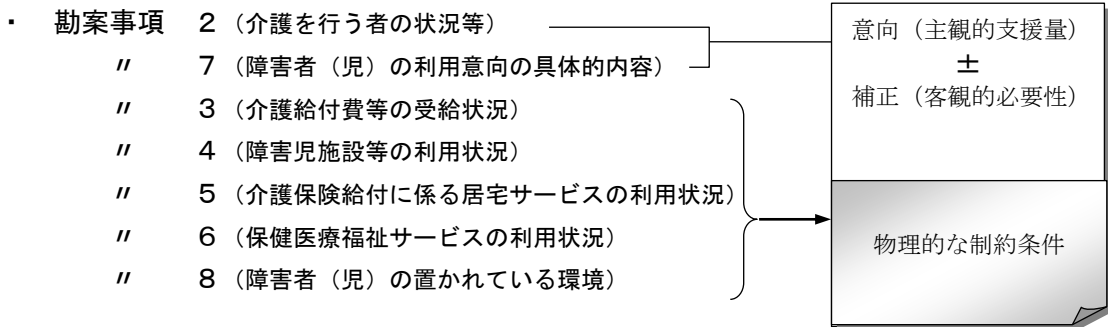
項目	算定単位	変数の範囲	区分					基準単位	
			I	II	III	IV	V		
身体介護	1. 寝返り	B	0, 1/3, 2/3, 1	○					1日
	2. 起き上がり	B	0, 1/3, 2/3, 1		○				起床時～就寝時
	3. 座位保持	B	0, 1/3, 2/3, 1		○				起床時～就寝時
	4. 車いす等への移乗	B	0, 1/3, 2/3, 1		○				起床時～就寝時
	5. 食事行為	B	0, 1/3, 2/3, 1				○		朝・昼・晩
	6. 衣服着脱	B	0, 1/3, 2/3, 1		○				起床時～就寝時
	7. 排泄行為	B	0, 1/3, 2/3, 1	○					1日
	8. 入浴①(準備・後片付け)	B/7	0, 1, 2, 3					○	1週間
	9. 入浴②(浴槽の出入り・洗髪・洗身)	B/7	0, 1, 2, 3					○	1週間
	10. 整容	B	0, 1/3, 2/3, 1				○		朝・昼・晩
	11. 移動①(屋内)	B	0, 1/3, 2/3, 1		○				起床時～就寝時
	12. 移動②(屋外)	B/7	0, 1.5, 3, 5						1週間
家事援助	1. 調理(後片付けを含む)	B	0, 1/3, 2/3, 1				○		朝・昼・晩
	2. 洗濯	B/7	0, 1, 2, 4					○	1週間
	3. 掃除	B/7	0, 1, 2, 4					○	1週間
	4. 整理・整頓	B/7	0, 1, 2, 4					○	1週間
	5. 買い物	B/7	0, 1, 2, 4					○	1週間
	6. 金銭管理	B/7	0, 1, 2, 4					○	1週間
	7. 物の持ち上げ・運搬等	B/7	0, 1, 2, 4					○	1週間
	8. 安全確認	B/7	0, 1, 4, 7					○	1週間
	9. 服薬管理	B	0, 1/3, 2/3, 1				○		朝・昼・晩
意思疎通	1. 意思の伝達をする	B	0, 1/3, 2/3, 1		○				起床時～就寝時
	2. 他者からの意思伝達を理解	B	0, 1/3, 2/3, 1		○				起床時～就寝時
	3. 代筆、電話の仲立ち等	B/7	0, 1, 2, 4					○	1週間
	4. 緊急時の対応等	B	0, 1/3, 2/3, 1		○				起床時～就寝時
行動障害	1. 対人関係・適応性・順応性・自閉的傾向	B	0, 1/3, 2/3, 1		○				起床時～就寝時
	2. 自傷行為	B	0, 1/3, 2/3, 1		○				起床時～就寝時
	3. 他人・物に対する粗暴な行為	B	0, 1/3, 2/3, 1		○				起床時～就寝時
	4. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動	B	0, 1/3, 2/3, 1		○				起床時～就寝時
	5. 睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動	B	0, 1/3, 2/3, 1		○				起床時～就寝時
医学的管理その他	1. 医療処置、受診等(通院を含む)に関する援助	B/7	0, 0.5, 1, 2					○	1週間
	2. 医師等の診断結果及び説明の理解に関する支援	B/7	0, 0.5, 1, 2					○	1週間
	3. 健康管理	B	0, 1/3, 2/3, 1		○				起床時～就寝時
	4. その他特記事項 (訓練・作業等)								
	動機付け及び内容の理解に関する支援	B	0, 1/3, 2/3, 1			○			昼間帯
	送迎及び移動に関する支援	B	0, 1/3, 2/3, 1			○			昼間帯
	準備及び後片付けに関する支援	B	0, 1/3, 2/3, 1			○			昼間帯
	技術の習得及び作業等の遂行に関する支援 (生活基盤・社会参加等)	B	0, 1/3, 2/3, 1			○			昼間帯
	住宅の確保、生活支援の体制作り等に関する支援	B	0, 1/3, 2/3, 1			○			昼間帯
	就職・就労先の選定及び就職先との調整に関する支援	B	0, 1/3, 2/3, 1			○			昼間帯
	余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援 (生活能力等の向上)	B	0, 1/3, 2/3, 1			○			昼間帯
	在宅生活に必要な生活関連行為を習得するための支援	B	0, 1/3, 2/3, 1			○			昼間帯
	車いすの操作、歩行、日常生活動作等に関する訓練	B	0, 1/3, 2/3, 1			○			昼間帯
	持久力、敏捷性の向上等の体力増強のための訓練 (その他特記事項)	B	0, 1/3, 2/3, 1			○			昼間帯

※ 基準単位の定義

- (I) 1日 : 24時間
- (II) 起床時～就寝時 : 概ね16時間とする。(対象者により変動する。)
- (III) 昼間帯 : 概ね8時間とする。(9時～17時を目安とした日中の活動時間)
- (IV) 朝・昼・晩 : 食事や服薬等、1日のうち定期的に繰り返される回数を単位とする。
- (V) 1週間 : 7日

ア) 勘案項目と算定量係数Bの関係

- ・ 27ページ： 算定量係数B設定の考え方
- ・ 28ページ： 勘案事項1と算定量係数Bの関連



※ 勘案事項9 (基盤整備状況) は、算定量を支給量に換算する場合に用いられる。

※ サービス等利用計画案は、総合的に影響を及ぼすが、主に勘案事項1と主観的支援量と客観的必要性の担保に関係する

イ) 変数の範囲について

- ・ 算定量係数Bの最大値については、
 - (1) 1日周期で繰り返される日常生活については最大値が1となる。この場合には、算定量係数Aで算出された単位が算定量(日)と等しくなる。
 - (2) 週単位で繰り返される日常生活については最大値が1以下となる。1週間あたりの最低必要回数を1日単位に換算するためである。
- ・ 1日周期で繰り返される日常生活の支援主体が週単位内で変動する場合(例: 休日は家族による支援を双方ともに希望する等、平日と支援主体が異なる場合等)の取扱いについては、
 - (1) まず1日単位での基本的な支援の必要度を算定し、
 - (2) 当該算定単位に週単位での利用意向(日数)を乗じて得た単位を7で除し、
 - (3) 得られた単位について、直近上位の算定量係数Bを適用する。

※ 週単位内で支援主体が変動する場合等の算定量係数Bの取扱い

1日単位の 必要度	1週単位の 必要度	算定量係数B			
		0	1/3	2/3	1
1(3/3)	7/7				1
	6/7				
	5/7				
	4/7			2/3	
	3/7				
	2/7	1/3			
	1/7				
2/3	7/7			2/3	
	6/7				
	5/7				
	4/7				
	3/7				
	2/7	1/3			
	1/7				
1/3	7/7				
	6/7	1/3			
	5/7				
	4/7				
	3/7				
	2/7				
	1/7				

④ 類型別算定量

【居宅介護算定量算出基準表】

身体介護項目

No.	項目	係数A	係数B	算定単位	注 釈(変数の範囲ほか)	補正
1	1. 寝返り	5 × A	B	=	A: 0.4, 8, 16 B: 0.1/3, 2/3, 1	①
2	2. 起き上がり	5 × A	B	=	A: 0.3, 5, 7 B: 0.1/3, 2/3, 1	
3	3. 座位保持	5 × A	B	=	A: 0.1, 2, 3 B: 0.1/3, 2/3, 1	
4	4. 車いす等への移乗	5 × A	B	=	A: 0.1, 2, 3 B: 0.1/3, 2/3, 1	(1)
5	5. 食事行為	A × 3	B	=	A: 0.5, 20, 30 B: 0.1/3, 2/3, 1	
6	6. 衣服着脱	A × 2	B	=	A: 0.5, 10, 15 B: 0.1/3, 2/3, 1	(1)
7	7. 排泄行為	A × 8	B	=	A: 0.2, 5, 10 B: 0.1/3, 2/3, 1	②
8	8. 入浴①(準備・後片付け)	10 × A	B/7	=	A: 0.05, 1, 2 B: 0.1, 2, 3	
9	9. 入浴②(浴槽の出入り・洗髪・洗身)	20 × A	B/7	=	A: 0.05, 1, 2 B: 0.1, 2, 3	(1)
10	10. 整容	10 × A	B	=	A: 0.025, 0.5, 1 B: 0.1/3, 2/3, 1	
11	11. 移動①(屋内)	5 × A	B	=	A: 0.1, 2, 3 B: 0.1/3, 2/3, 1	
12	12. 移動②(屋外)	60 × A	B/7	=	A: 0.1, 1, 1 B: 0.1, 5, 3, 5	③
				合計	単位/日	

生活支援項目①(家事援助)

No.	項目	係数A	係数B	算定単位	注 釈(変数の範囲ほか)	補正
13	1. 調理(後片付けを含む)	A ×	B	=	A: 0.02, 1, 2 B: 0.1/3, 2/3, 1	
14	2. 洗濯	A ×	B/7	=	A: 0.02, 1, 2 B: 0.1, 2, 4	
15	3. 掃除	A ×	B/7	=	A: 0.02, 1, 2 B: 0.1, 2, 4	
16	4. 整理・整頓	A ×	B/7	=	A: 0.02, 1, 2 B: 0.1, 2, 4	
17	5. 買い物	A ×	B/7	=	A: 0.02, 1, 2 B: 0.1, 2, 4	
18	6. 金銭管理	A ×	B/7	=	A: 0.02, 1, 2 B: 0.1, 2, 4	
19	7. 物の持ち上げ・運搬等	A ×	B/7	=	A: 0.02, 1, 2 B: 0.1, 2, 4	
20	8. 安全確認	A ×	B/7	=	A: 0.02, 1, 2 B: 0.1, 4, 7	
21	9. 服薬管理	A ×	B	=	A: 0.02, 1, 2 B: 0.1/3, 2/3, 1	
				①小計	単位/日	

生活支援項目②(意思疎通手段)

No.	項目	係数A	係数B	算定単位	注 釈(変数の範囲ほか)	補正
22	1. 意思の伝達をする	A ×	B	=	A: 0.05, 1.5, 3 B: 0.1/3, 2/3, 1	
23	2. 他者からの意思伝達を理解	A ×	B	=	A: 0.05, 1.5, 3 B: 0.1/3, 2/3, 1	(2)
24	3. 代筆、電話の仲立ち等	A ×	B/7	=	A: 0.02, 1, 2 B: 0.1, 2, 4	
25	4. 緊急時の対応等	A ×	B	=	A: 0.02, 1, 2 B: 0.1/3, 2/3, 1	
				②小計	単位/日	

生活支援項目③(行動障害)

No.	項目	係数A	係数B	算定単位	注 釈(変数の範囲ほか)	補正
26	1. 対人関係・適応性・順応性・自閉的傾向	A ×	B	=	A: 0.02, 1, 2 B: 0.1/3, 2/3, 1	(2)
27	2. 自傷行為	A ×	B	=	A: 0.05, 1.5, 3 B: 0.1/3, 2/3, 1	(2)
28	3. 他人・物に対する粗暴な行為	A ×	B	=	A: 0.02, 1, 2 B: 0.1/3, 2/3, 1	④、(2)
29	4. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動	A ×	B	=	A: 0.05, 1.5, 3 B: 0.1/3, 2/3, 1	(2)
30	5. 睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動	A ×	B	=	A: 0.02, 1, 2 B: 0.1/3, 2/3, 1	(2)
				③小計	単位/日	

生活支援項目④(医薬面の支援・その他支援)

No.	項目	係数A	係数B	算定単位	注 釈(変数の範囲ほか)	補正
31	1. 医療処置、受診等(通院を含む)に関する援助	A ×	B/7	=	A: 0.02, 1, 2 B: 0.05, 1, 2	
32	2. 医師等の診断結果及び説明の理解に関する支援	A ×	B/7	=	A: 0.02, 1, 2 B: 0.05, 1, 2	
33	3. 健康管理	A ×	B	=	A: 0.02, 1, 2 B: 0.1/3, 2/3, 1	
4. その他特記事項						
(訓練・作業等)						
34	動機付け及び内容の理解に関する支援	A ×	B	=	A: 0.01 B: 0.1/3, 2/3, 1	
35	送迎及び移動に関する支援	A ×	B	=	A: 0.01 B: 0.1/3, 2/3, 1	
36	準備及び後片付けに関する支援	A ×	B	=	A: 0.01 B: 0.1/3, 2/3, 1	
37	技術の習得及び作業等の遂行に関する支援	A ×	B	=	A: 0.01 B: 0.1/3, 2/3, 1	
(生活基盤・社会参加等)						
38	住宅の確保、生活支援の体制作り等に関する支援	A ×	B	=	A: 0.01 B: 0.1/3, 2/3, 1	
39	就職・就労先の選定及び就職先との調整に関する支援	A ×	B	=	A: 0.01 B: 0.1/3, 2/3, 1	
40	余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援	A ×	B	=	A: 0.01 B: 0.1/3, 2/3, 1	
(生活能力等の向上)						
41	在宅生活に必要な生活関連行為を習得するための支援	A ×	B	=	A: 0.01 B: 0.1/3, 2/3, 1	
42	車いすの操作、歩行、日常生活動作等に関する訓練	A ×	B	=	A: 0.01 B: 0.1/3, 2/3, 1	
43	持久力、敏捷性の向上等の体力増強のための訓練	A ×	B	=	A: 0.01 B: 0.1/3, 2/3, 1	
44	(その他特記事項)	A ×	B	=	A: 0.01 B: 0.1/3, 2/3, 1	
				④小計	単位/日	

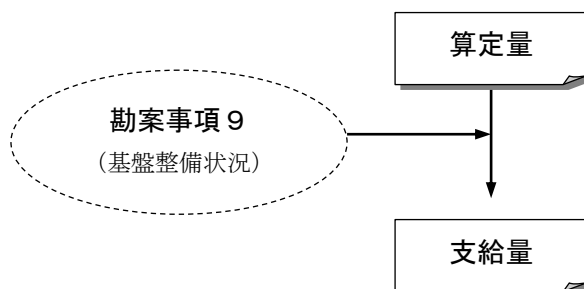


算定単位から類型別算定量への換算方法

ア) 乗降介助以外

類 型	勘案項目 (A)	算 定 量 /月
身体介護	1～12・31	(1～12の小計) 算定単位小計 × 7日 × 4.3週 ÷ 60 (31) 算定単位小計 × 7日 × 4.3週 ÷ 4
家事援助	13～30・32～44	算定単位小計 × 7日 × 4.3週 ÷ 4
行動援護	5～7・10～12 22～44	(12) 算定単位小計 × 7日 × 4.3週 ÷ 60
同行援護	3～5・7・10・ 12・22～44	(12) 算定単位小計 × 7日 × 4.3週 ÷ 60
移動支援	3～5・7・10・ 12・22～44	(12) 算定単位小計 × 7日 × 4.3週 ÷ 60
重度訪問介護	1～44	(1～12の小計) 算定単位小計 × 7日 × 4.3週 ÷ 60 (13～44の小計) 算定単位小計 × 7日 × 4.3週 ÷ 4

上記算式により、類型別算定量を算出することとする。算定量については、地域特性のうち、個別の利用意向や居宅介護以外の基盤整備を含む社会資源の整備状況及び利用状況が加味されたものであるが、居宅介護自体についても地域ごとの基盤整備状況等を踏まえ支給量決定を行う必要がある。これは、資源の公平な配分の観点から行われるものである。



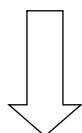
イ) 乗降介助

通院回数（日数）に応じて最大算定量を設定する。

通院回数	最大値 (算定量)	算出根拠
1 回／週	10 回／月	(1 回×4.3 週 (切り上げ)) × 2
2 回／週	18 回／月	(2 回×4.3 週 (切り上げ)) × 2
3 回／週	26 回／月	(3 回×4.3 週 (切り上げ)) × 2
4 回／週	36 回／週	(4 回×4.3 週 (切り上げ)) × 2
5 回以上／週	44 回／週	(5 回×4.3 週 (切り上げ)) × 2

身体介護の算定量の算出の際には、乗降介助に関連する項目も含んで算出している。そのため、乗降介助の算定をした場合には、身体介護の算定量については、乗降介助に関する算定量を差し引きしたうえで算出する必要がある。

例 { 乗降介助の算定量 26 回
調整前の身体介護の算出量 55 時間

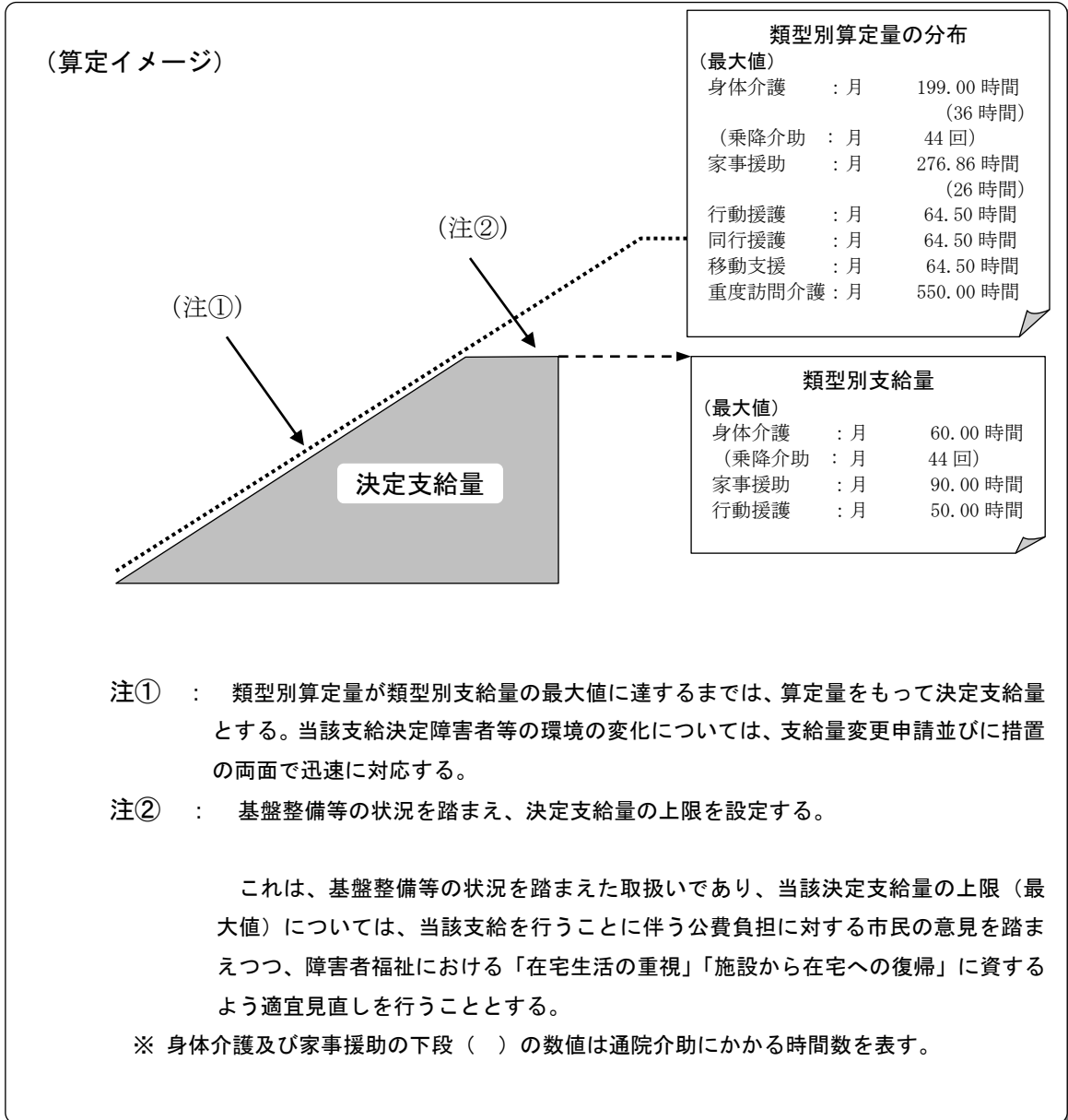


$$55 \text{ 時間} - (26 \text{ 回} \times 1 / 2) = 42 \text{ 時間}$$

{ 乗降介助の算定量 26 回
調整後の身体介護の算出量 42 時間

⑤ 支給量（類型別支給量）

居宅介護における類型別支給量については、次のとおりとする。



1. 類型別支給量の最大値（一覧表）

決定区分						支給量 最大値	内 訳					
① 身体介護	② 乗降介助	③ 家事援助	④ 行動援護	⑤ 移動支援 同行援護	⑥ 重度訪問介護		身体 介護	乗降 介助	家事 援助	行動 援護	同行援護 移動支援	重度 訪問 介護
●						60時間	60					
	●					44回		22				注1
		●				90時間			90			
			●			50時間				50		
				●		64.5時間				64.5		
					●	550時間					550	
●	●					60時間	60					
●			●			110時間	60			50		
●	●			●		110時間	60			50		注2
		●		●		140時間			90	50		注2
●	●	●				150時間	60		90			
●	●	●		●		200時間	60		90	50		注2

注1) 乗降介助が他の類型との併用がないことは、乗降介助の支援を必要とする人体状況等から想定することはできない。

注2) 移動支援、同行援護の最大値が他の類型との併用により変動するのは、これら他の類型の支援において屋外移動や買い物等における屋外での支援等、一部重複する支援が含まれるため。特に移動支援については、事業所が居宅介護事業所と一体的に運営しており、基盤整備が十分でないため。

- ※ 身体介護には、通院介助の身体介護を伴う、家事援助には通院介助の身体介護を伴わないを含む。
- ※ 重度訪問介護における移動中介護加算の時間数の上限は50時間とする。
- ※ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に入居し、受託居宅介護サービスの提供を受ける場合については、2の最大値とする。

2. 類型別支給量の最大値（外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に入居し、受託居宅介護サービスの提供を受ける場合）

決定区分						支 給 量 最 大 値	障害支援区分				
①	②	③	④	⑤	⑥		区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
身体介護	乗降介助	家事援助	行動援助	移動同行支援	重度訪問介護						
●							2.5時間	10時間	15時間	22時間	32時間

※ 身体介護には、通院介助の身体介護を伴うを含む。

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準附則18条の2で定める指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例の場合は、1の最大値とする。

※ 以下に掲げる場合であって、支給標準時間の範囲内では必要な受託居宅介護サービスの支給量が確保されないと認められる場合には、1の最大値とする。

- ① 当該支給申請を行う者が利用する外部サービス利用型指定共同生活援助を行う事業所に、当該支給申請を行う者以外に受託居宅介護サービスの提供を現に受けている、若しくは、希望する利用者がいない場合又は受託居宅介護サービスを受けている、若しくは、希望する利用者のすべてが障害支援区分2以下である場合
- ② 障害支援区分4以上であって、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画案を勘案した上で、支給標準時間を超えた支給決定が必要であると市町村が認めた場合

3-6 支給決定基準⑥（地域移行支援、地域定着支援）

【支給決定方法】

勘案事項 1

I 身体状況

I-1	視力
I-2	聴力
I-3	言語
I-4	麻痺
I-5	拘縮
I-6	欠損
I-7	手指の動き
I-8	その他

II 日常生活動作（身体介助）

II-1	寝返り
II-2	起き上がり
II-3	座位保持
II-4	車いす等への移乗
II-5	食事行為
II-6	衣服着脱
II-7	排泄行為
II-8	入浴①（準備・後片付け）
II-9	入浴②（浴槽の出入り・洗髪・洗身）
II-10	整容
II-11	移動①（屋内）
II-12	移動②（屋外）

III 日常生活動作（家事援助）

III-1	調理（後片付けを含む）
III-2	洗濯
III-3	掃除
III-4	整理・整頓
III-5	買い物
III-6	金銭管理
III-7	物の持ち上げ・運搬等
III-8	安全確認
III-9	服薬管理

IV 意思疎通手段

IV-1	意思の伝達をする
IV-2	他者からの意思伝達を理解
IV-3	代筆・電話の仲立ち等
IV-4	緊急時の対応等

V 行動障害

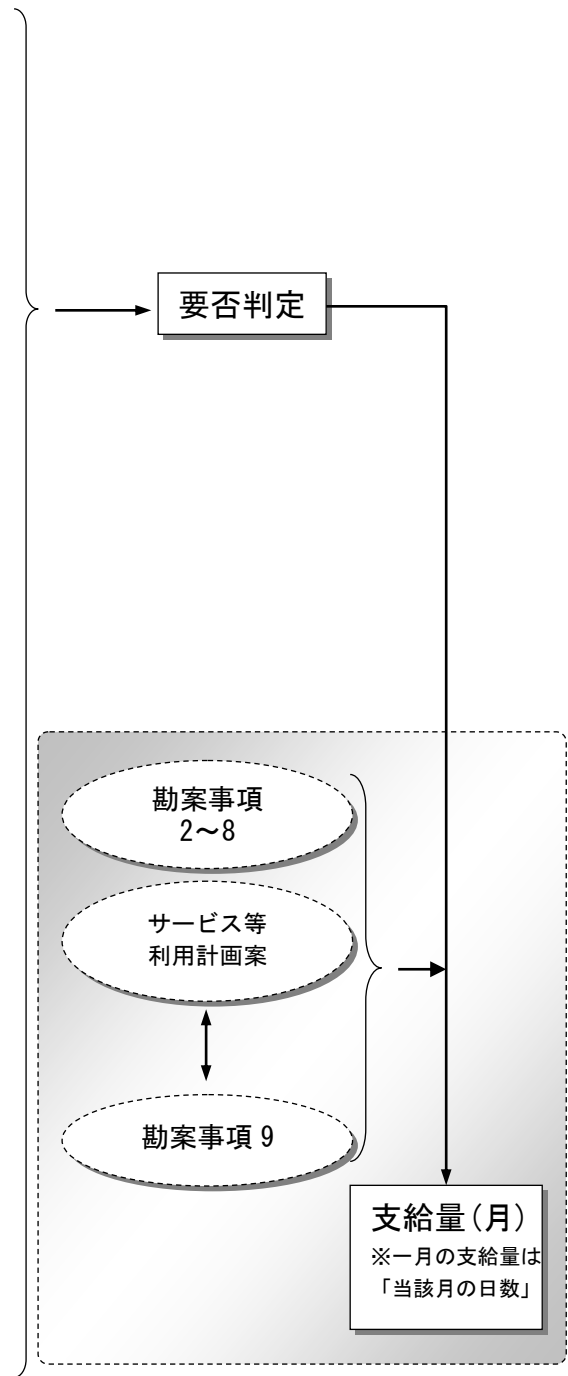
V-1	対人関係・適応性・順応性・自閉的傾向
V-2	自傷行為
V-3	他人・物に対する粗暴な行為
V-4	強いこだわり、多動、パニック等
V-5	睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動

VI その他

VI-1	医療処置、受診等に関する援助
VI-2	医師等の診断結果及び説明の理解
VI-3	健康管理
VI-4	その他特記事項

VII その他の心身の状況

VII-1	既往症・現病歴・受診状況等
VII-2	その他心身の状況



4 障害児通所支援（平成24年4月1日施行）

① 対象となる障害児（児童福祉法第4条第2項）

児童福祉法における障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）をいう。通所給付決定を行うに際し、医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須要件ではなく、療育を受けなければ福祉が損なうおそれのある児童を含むものとする。なお、高次脳機能障害については、器質性精神障害として精神障害に分類されるものである。また、各種援助措置を受けやすくする観点から、できる限り障害者手帳の取得を勧奨することが望ましいが、保護者の障害受容が不十分な場合があることから、一律に勧奨することがないよう配慮が必要である。

② 通所給付決定の流れ（「Ⅱ 障害福祉サービス等の支給決定基準について」参照）

障害児通所支援においては、障害者総合支援法におけるサービス等利用計画案にあたる「障害児支援利用計画案」を勘案し、支給決定を行う。

③ 障害児通所支援の種類、内容

(1) 児童発達支援

- ・ 日常生活における基本動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など。
（対象）療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児。

(2) 医療型児童発達支援

- ・ 児童発達支援及び治療を行う。
（対象）肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児。

(3) 居宅訪問型児童発達支援

- ・ 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本動作の指導、知識技能の付与などを行う。
（対象）重症心身障害等の重度の障害により外出が著しく困難である等、障害児本人の状態を理由として外出ができないと認められた障害児。

(4) 放課後等デイサービス

- ・ 生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進など。
(対象)
学校（幼稚園、大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児。

(5) 保育所等訪問支援

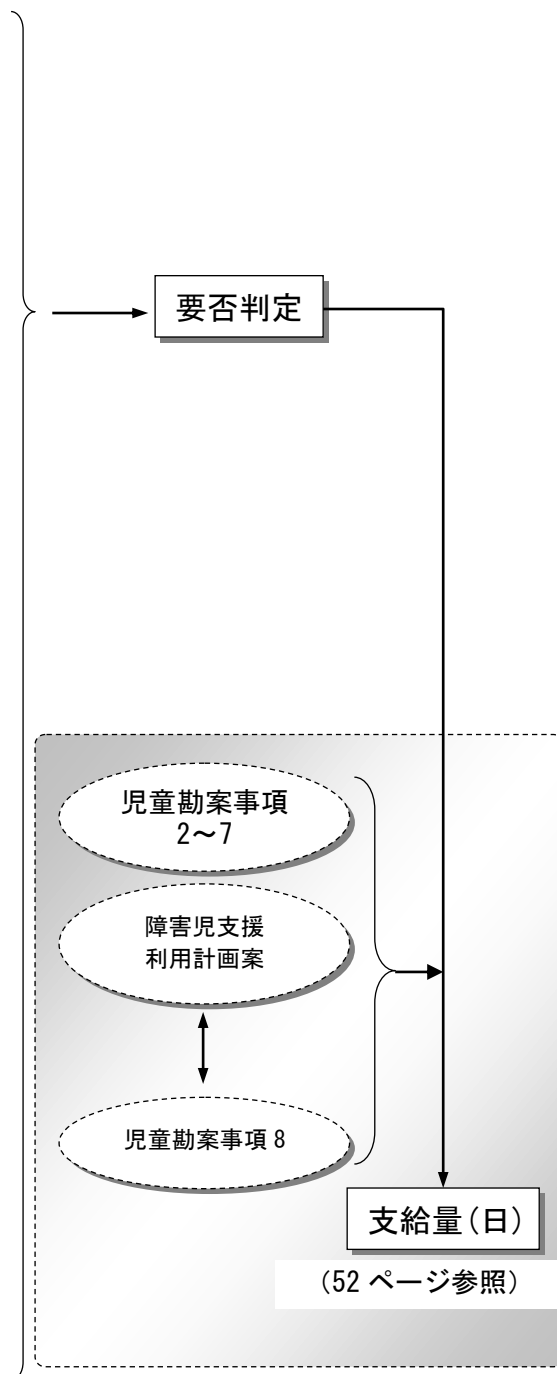
- ・ 障害児以外の児童との集団生活適応のための専門的な支援
(対象)
保育所等に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児。

4-1 支給決定基準（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）

【支給決定方法】

勘案事項 1

I 身体状況	
I-1	視力
I-2	聴力
I-3	言語
I-4	麻痺
I-5	拘縮
I-6	欠損
I-7	手指の動き
I-8	その他
II 日常生活動作(身体介助)	
II-1	寝返り
II-2	起き上がり
II-3	座位保持
II-4	車いす等への移乗
II-5	食事行為
II-6	衣服着脱
II-7	排泄行為
II-8	入浴①(準備・後片付け)
II-9	入浴②(浴槽の出入り・洗髪・洗身)
II-10	整容
II-11	移動①(屋内)
II-12	移動②(屋外)
III 日常生活動作(家事援助)	
III-1	調理(後片付けを含む)
III-2	洗濯
III-3	掃除
III-4	整理・整頓
III-5	買い物
III-6	金銭管理
III-7	物の持ち上げ・運搬等
III-8	安全確認
III-9	服薬管理
IV 意思疎通手段	
IV-1	意思の伝達をする
IV-2	他者からの意思伝達を理解
IV-3	代筆・電話の仲立ち等
IV-4	緊急時の対応等
V 行動障害	
V-1	対人関係・適応性・順応性・自閉的傾向
V-2	自傷行為
V-3	他人・物に対する粗暴な行為
V-4	強いこだわり、多動、パニック等
V-5	睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動
VI その他	
VI-1	医療処置、受診等に関する援助
VI-2	医師等の診断結果及び説明の理解
VI-3	健康管理
VI-4	その他特記事項
VII その他の心身の状況	
VII-1	既往症・現病歴・受診状況等
VII-2	その他心身の状況



① 支給量等（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）

ア) 支給量

希望回数（日数）等と 基盤整備状況（最大値） のいずれか低い方

児童勸案事項 2～7
児童支援利用計画案

児童勸案事項 8

区分	希望量	最大値 (支給量)	算出根拠
児童発達支援 (医療型含)	1回/週	6日/月	1回×4.3週(切り上げ) + 1日(※調整日)
	2回/週	10日/月	2回×4.3週(切り上げ) + 1日(※調整日)
	3回/週	14日/月	3回×4.3週(切り上げ) + 1日(※調整日)
	4回/週	19日/月	4回×4.3週(切り上げ) + 1日(※調整日)
	5回/週	月の日数 - 8日/月	5回×4.3週(切り上げ) + 1日(※調整日)
居宅訪問型児童発達支援	1回/週	6日/月	1回×4.3週(切り上げ) + 1日(※調整日)
	2回/週	10日/月	2回×4.3週(切り上げ) + 1日(※調整日)
放課後等デイサービス	1回/週	6日/月	1回×4.3週(切り上げ) + 1日(※調整日)
	2回/週	10日/月	2回×4.3週(切り上げ) + 1日(※調整日)
	3回/週	14日/月	3回×4.3週(切り上げ) + 1日(※調整日)
保育所等訪問支援	1回/週	6日/月	1回×4.3週(切り上げ) + 1日(※調整日)
	2回/週	10日/月	2回×4.3週(切り上げ) + 1日(※調整日)

※「調整日」の考え方

基本的には4.3週を乗じて切り上げた回数で対応可能と思われるが、週前半（あるいは後半）に偏した利用を行う者が、月毎の曜日別日数に変動があった場合においても定期的な利用が可能となるよう配慮するとともに、他の者の利用が急遽キャンセルとなった場合の利用について、支給量変更等の手続きを経ることなくフレキシブルに利用可能となるよう設定したもの。

支給決定の際には「調整日」の意図について、十分な理解を得るよう努めるとともに、サービス提供事業者との契約時にもこれを踏まえた契約が行われるよう支援する必要がある。

○ 「児童発達支援」の特例について

児童発達支援については幼児を対象としており、特に保育所通園開始前の年齢層では、利用者数が通年で一定ではなく、当該幼児の状態も日々変化する。

そこで、施設の運営面及び利用者の希望、集中的な療育・医療的指導等の必要性を踏まえ、特段の療育等を必要とする期間及び理由を明記した障害児支援利用計画案の提出により、「当該月の日数」を支給量とすることができるものとする。

ただし、それが長期に渡ることは考え難いため、「当該月の日数」を支給量とする場合は、支給決定期間を最長6ヶ月とする。

更新の際には、必ず、関係者（保護者、サービス提供者、主治医等）による確認会議等を行い、前計画によるサービス提供の効果を共有し、更新の是非につき、全員に承認を得た旨を記載した利用計画案を作成、提出することとする。

さらに、再度の更新の必要が生じた場合には、当該利用計画案の内容をあらかじめ判定機関に諮り、マネジメントの適正を問うこととする。

また、居宅訪問型児童発達支援については、対象者が重度障害等により外出が著しく困難な障害児であることから、本人の体調が不安定であることが想定されるため、原則として週2日までとしているが、障害児通所支援における集団での療育に移行していくための支援として支給を行う場合は、特段の療育等を必要とする期間及び理由を明記した障害児支援利用計画案の提出により、週2日を超えての支給量とすることができるものとする。

ただし、それが長期に渡ることは考え難いため、週2日を超えての支給量とする場合は、支給決定期間を最長6ヶ月とする。

イ) 留意事項

就学児に関する通所サービスである「放課後等デイサービス」は、学校等との連携によるサービス提供が期待されており、その対象年齢は18歳（卒業後の通所先が無いなど、一定の条件により20歳まで延長可）までと規定された。

サービスの趣旨から、姫路市における対象者の年齢も同様に取り扱うが、週4回以上のサービス提供を可とすると、利用偏在が起ることが明白であるので、基盤整備の観点から支給量を制限している。

また、平成28年3月7日付け厚生労働省通知（障障発0307第1号）にあるように、単なる居場所となっている事例や支援技術が不十分な事業所が軽度な障害児ばかりを集めている事例が指摘されており、それらを助長する無意な支給を行わないよう、支給量の決定においても特に必然性に留意する。

5 地域生活支援事業

① 位置づけ

障害者総合支援法によって法定化された事業【法第77条】

② 事業開始時期

平成18年10月1日（法附則第1条第2号）

③ 地域生活支援事業の概要

障害者及び障害児が、その有する能力及び適性に応じ、自立して日常生活支援又は社会生活を営むことが出来るよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施するもの。

実施根拠 障害者総合支援法第77条 及び障害者総合支援法施行規則第3章

実施主体 市区町村（事業の全部又は一部を団体等に委託して実施可能）

④ 支給基準の制定

申請に基づき、障害の状況を踏まえて決定した対象者が、必要なサービスを利用できるように支給基準を明確にする。また、従来より柔軟な事業運営を行うことができるよう支給基準を定め、利用者にとって利用しやすいサービスとする。

⑤ 基本的な考え方

障害者総合支援法に規定する、個別給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具）と組合せて効果的に実施する。（サービス等利用計画案は勘案事項ではない）

⑥ 利用者負担

制度を安定的かつ継続的に運営するため、基本的に「負担能力に応じた公平な負担」の考え方を原則として費用を設定し、利用サービスに要する費用の1割と比べ、いずれか低い方を利用者負担とする。

ただし、利用者負担になじまず、利用者負担を求めることが困難な事業（理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、宿泊訓練事業、ろうあ相談室設置事業、社会参加支援事業、権利擁護支援事業、就業・就労支援事業）については、全額公費負担とし、利用者負担はなしとする。

⑦ 地域生活支援事業の内容

事業名	支給決定	受給者証	利用者負担	負担上限	支給決定単位
理解促進研修・啓発事業					
障害者週間事業					
自発的活動支援事業					
家族等支援事業					
相談支援事業					
障害者相談支援事業					
基幹相談支援センター等機能強化事業					
成年後見制度利用支援事業					
成年後見制度法人後見支援事業					
意思疎通支援事業					
意思疎通支援者派遣事業	○	○			回／月
手話通訳者派遣事業	○	○			回／月
要約筆記者派遣事業	○	○			回／月
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業					
手話通訳設置事業					
日常生活用具費給付事業	○		○		
意思疎通支援者養成研修事業					
手話通訳者養成研修事業					
手話奉仕員養成研修事業					
要約筆記者養成研修事業					
要約筆記奉仕員養成研修事業					
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業					
移動支援事業	○	○	○	○	時間(30分)／時間
地域活動支援センター機能強化事業	○	○	○	○	日／月
日常生活支援事業					
福祉ホーム事業	○	○	○	○	日／月
訪問入浴サービス事業	○	○	○	○	回／月
宿泊訓練事業					
日中一時支援事業					
日中短期入所事業	○	○	○	○	回／月
タイムケア事業	○	○	○	○	回／月
ろうあ相談室設置事業					
小規模通所施設支援事業					
行動障害支援事業					
社会参加支援事業					
レクリエーション活動等支援事業					
文化芸術活動復興事業					
点字・声の広報等発行事業					
自動車運転免許取得・改造助成事業	○				
知的障害者・障害児社会参加助成事業					
リフトバス利用者助成事業					
障害者ガイドマップ作成事業					
障害者差別解消推進事業					
権利擁護支援事業					
障害者虐待防止策支援事業					
就業・就労支援事業					
知的障害者職親委託事業					
就業促進・安定化事業					
就労支援・活動創出事業					

⑧ 利用者負担の上限額

自立支援給付の障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）と地域生活支援事業を併給する者、地域生活支援事業の複数サービスを利用する者については、過重負担にならないように利用者負担額の総合的な上限管理を行うことで利用者負担の軽減を図る。

事業名	利用者負担
理解促進研修・啓発事業	無料
障害者週間事業	
自発的活動支援事業	
家族等支援事業	
相談支援事業	
障害者相談支援事業	
基幹相談支援センター等機能強化事業	
成年後見制度利用支援事業	
成年後見制度法人後見支援事業	
意思疎通支援事業	
意思疎通支援者派遣事業	
手話通訳者派遣事業	
要約筆記者派遣事業	
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	
手話通訳設置事業	
日常生活用具費給付事業	○応能負担割合と1割負担を比べ、いずれか低い方
意思疎通支援者養成研修事業	/
手話通訳者養成研修事業	
手話奉仕員養成研修事業	
要約筆記者養成研修事業	
要約筆記奉仕員養成研修事業	
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	
移動支援事業	○応能負担割合と1割負担を比べ、いずれか低い方
地域活動支援センター機能強化事業	
日常生活支援事業	
福祉ホーム事業	
訪問入浴サービス事業	無料
宿泊訓練事業	
日中一時支援事業	○応能負担割合と1割負担を比べ、いずれか低い方
日中短期入所事業	
タイムケア事業	
ろうあ相談室設置事業	無料
小規模通所施設支援事業	/
行動障害支援事業	
社会参加支援事業	無料
レクリエーション活動等支援事業	
文化芸術活動復興事業	
点字・声の広報等発行事業	
自動車運転免許取得・改造助成事業	
知的障害者・障害児社会参加助成事業	
リフトバス利用者助成事業	
障害者ガイドマップ作成事業	
障害者差別解消推進事業	
権利擁護支援事業	
障害者虐待防止策支援事業	
就業・就労支援事業	
知的障害者職親委託事業	
就業促進・安定化事業	
就労支援・活動創出事業	

⑨ 支給決定の有効期間

地域生活支援事業の支給決定の有効期間は、3年以内とする。

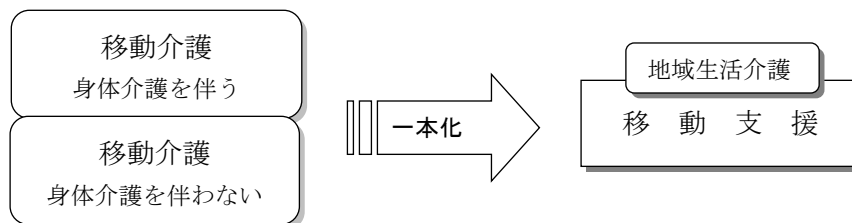
6 地域生活支援事業の支給決定基準

6-1 支給決定基準①（移動支援事業）

① 移動支援事業の支給量等決定の考え方

地域生活支援事業に移行する移動介護については、「身体介護を伴う」「身体介護を伴わない」場合の区分は行わず単価の支給区分を一本化する。

ただし、支給量決定については、これまで姫路市において実施してきた積算方式を基本とし、時間に換算する方法をとる。



② 支給量



6-2 支給決定基準②（日中一時支援事業）

① 支給量決定の考え方

自立支援給付の短期入所と同様に勘案事項1の各項目が支給量に直結する場合は少なく、家族等の状況（勘案事項2）・本人の希望（勘案事項7）を踏まえつつ、最終的には基盤整備状況（勘案事項9）により支給量（回数又は日数）を決定することが、資源の配分の公平性の観点からも、適切な方法と考えられる。（サービス利用計画案がある場合は参考とする）

・勘案事項1については、その結果を1回（日）当たりのサービス提供時間に反映することは困難（短期入所は1日を基本的な単位とするため）であり、短期入所施設におけるサービス内容あるいはサービス提供の際の支援の困難度に反映させる。具体的には、障害程度により単価差を設け、これをもって提供側のサービスの質の維持を報酬面で担保する形をとる。

【支給決定方法】

勘案事項 1

I 身体状況

I-1	視力
I-2	聴力
I-3	言語
I-4	麻痺
I-5	拘縮
I-6	欠損
I-7	手指の動き
I-8	その他

II 日常生活動作(身体介助)

II-1	寝返り
II-2	起き上がり
II-3	座位保持
II-4	車いす等への移乗
II-5	食事行為
II-6	衣服着脱
II-7	排泄行為
II-8	入浴①(準備・後片付け)
II-9	入浴②(浴槽の出入り・洗髪・洗身)
II-10	整容
II-11	移動①(屋内)
II-12	移動②(屋外)

III 日常生活動作(家事援助)

III-1	調理(後片付けを含む)
III-2	洗濯
III-3	掃除
III-4	整理・整頓
III-5	買い物
III-6	金銭管理
III-7	物の持ち上げ・運搬等
III-8	安全確認
III-9	服薬管理

IV 意思疎通手段

IV-1	意思の伝達をする
IV-2	他者からの意思伝達を理解
IV-3	代筆・電話の仲立ち等
IV-4	緊急時の対応等

V 行動障害

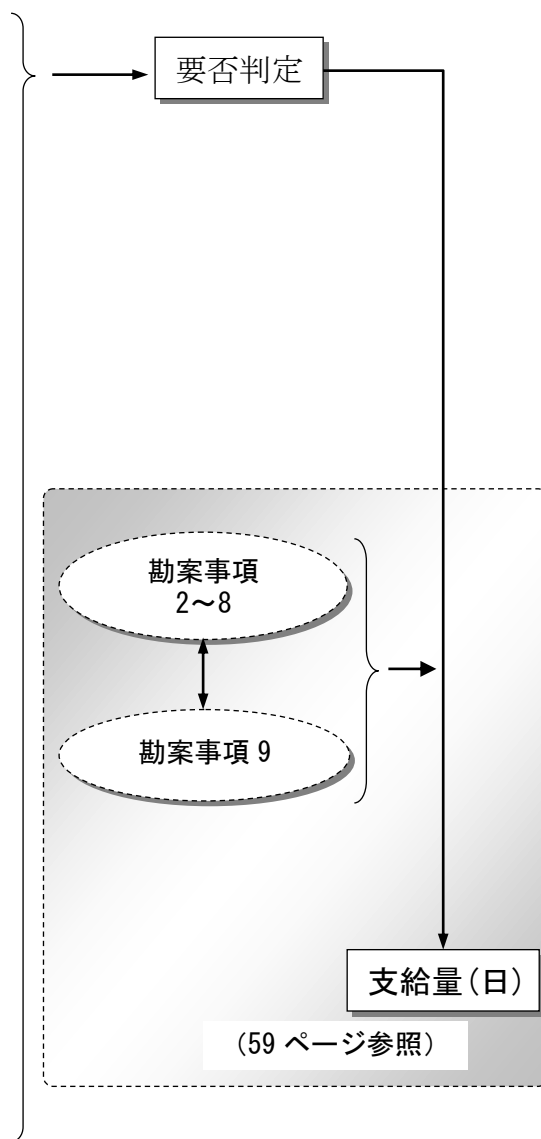
V-1	対人関係・適応性・順応性・自閉的傾向
V-2	自傷行為
V-3	他人・物に対する粗暴な行為
V-4	強いこだわり、多動、パニック等
V-5	睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動

VI その他

VI-1	医療処置、受診等に関する援助
VI-2	医師等の診断結果及び説明の理解
VI-3	健康管理
VI-4	その他特記事項

VII その他の心身の状況

VII-1	既往症・現病歴・受診状況等
VII-2	その他心身の状況



② 支給量等－I（日中短期入所事業）

ア) 支給量

希望回数（日数）等と 基盤整備状況（最大値） のいずれか低い方
 勘案事項 2～8 勘案事項 9

区分	希望量	最大値（支給量）
本則	7回未満	7回
	7回以上 15回未満	本人の希望する回数
	15回以上	14回
特例（※）	15回以上	必要と認める回数

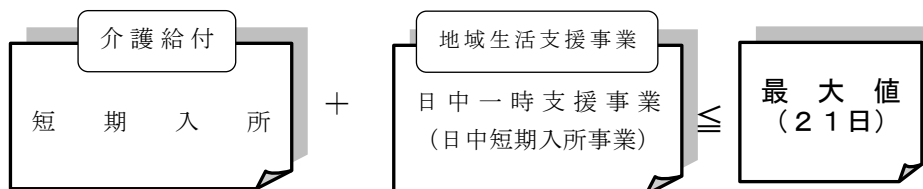
※「特例」の考え方

特例については、下記のいずれかの要件に該当すると認められる場合に適用する。

- ① 家族の急な疾病その他やむを得ない事由により、14回を超えた日中短期入所事業の必要性が生じた場合。（家族の疾病に関する診断書その他の資料により、支給量変更申請を行い、当該事由が消滅した時点で、職権により旧の支給量に復するものとする。）
- ② 利用調整に要する期間その他施設入所が可能となるまでの期間、家族等の状況からやむを得ず日中短期入所事業による支援が必要であると姫路市が認めた場合。

イ) 留意事項

- ・ 支給決定は介護給付の短期入所を考慮した上での「回数」決定とする。従って介護給付（短期入所）ばかりであることが調査時点で把握できる場合には、介護給付（短期入所）のみをもって支給量とする。また、介護給付の短期入所と日中一時支援事業を併給利用する場合の支給量は、最大21回とする。ただし、個々の支給量は14回を超えないものとする。



- ※ 市町村の「その他の事業」である「障害児タイムケア事業」については、その対象者を「障害のある中高生等」から「障害者等」に拡大し、事業の名称を「日中一時支援事業」に変更した。
 ※ 短期入所（宿泊を伴わない。）を利用していただいていた障害者等も本事業の対象とすることが可能。

障害保健福祉関係主管課長会議(H18. 6. 26)資料 10-1 抜粋

③ 支給量等－Ⅱ（タイムケア事業）

ア) 支給量

希望回数（日数）等と 基盤整備状況（最大値） のいずれか低い方
勘案事項 2～8 勘案事項 9

区分	原則	最大値 (支給量)	算出根拠
本則	2回/週	9回/月	1回×4.3週(切り上げ)

イ) 留意事項

支給決定は児童通所支援の放課後等デイサービスを考慮した上での「回数」決定とする。(47頁参照) 従って児童通所支援ばかりであることが調査時点で把握できる場合には、児童通所支援のみをもって支給量とする。

6-3 支給決定基準③

(地域活動支援センター事業)

【支給決定方法】

勘案事項 1

I 身体状況

I-1	視力
I-2	聴力
I-3	言語
I-4	麻痺
I-5	拘縮
I-6	欠損
I-7	手指の動き
I-8	その他

II 日常生活動作(身体介助)

II-1	寝返り
II-2	起き上がり
II-3	座位保持
II-4	車いす等への移乗
II-5	食事行為
II-6	衣服着脱
II-7	排泄行為
II-8	入浴①(準備・後片付け)
II-9	入浴②(浴槽の出入り・洗髪・洗身)
II-10	整容
II-11	移動①(屋内)
II-12	移動②(屋外)

III 日常生活動作(家事援助)

III-1	調理(後片付けを含む)
III-2	洗濯
III-3	掃除
III-4	整理・整頓
III-5	買い物
III-6	金銭管理
III-7	物の持ち上げ・運搬等
III-8	安全確認
III-9	服薬管理

IV 意思疎通手段

IV-1	意思の伝達をする
IV-2	他者からの意思伝達を理解
IV-3	代筆・電話の仲立ち等
IV-4	緊急時の対応等

V 行動障害

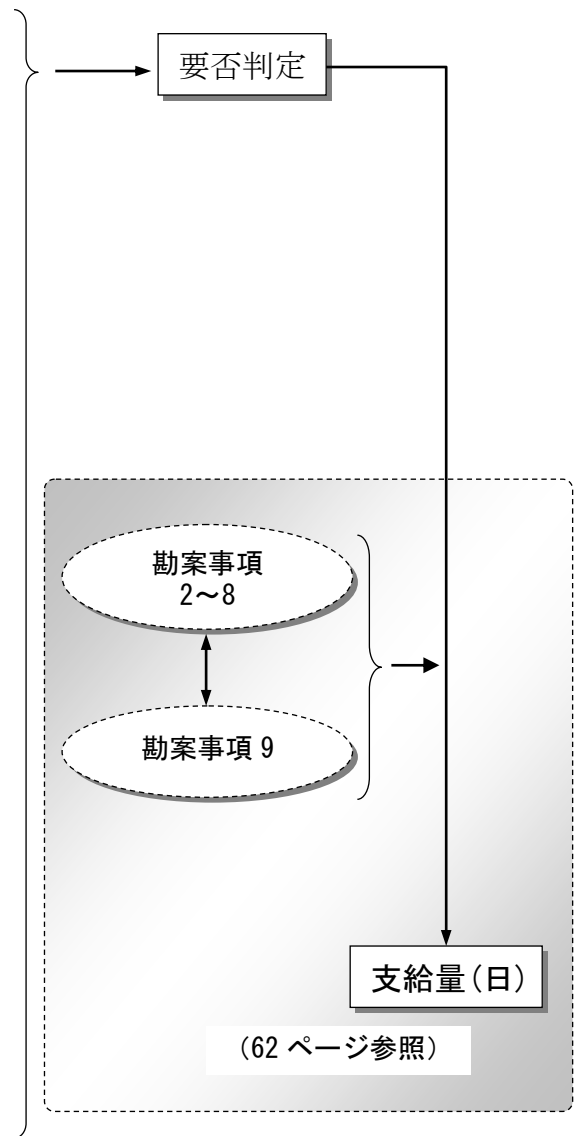
V-1	対人関係・適応性・順応性・自閉的傾向
V-2	自傷行為
V-3	他人・物に対する粗暴な行為
V-4	強いこだわり、多動、パニック等
V-5	睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動

VI その他

VI-1	医療処置、受診等に関する援助
VI-2	医師等の診断結果及び説明の理解
VI-3	健康管理
VI-4	その他特記事項

VII その他の心身の状況

VII-1	既往症・現病歴・受診状況等
VII-2	その他心身の状況



① 支給量等

ア) 支給量

希望回数（回数）等 と 各月の日数－8日（最大値） のいずれか低い方

勘案事項 2～9

区分	希望量	最大値 (支給量)	算出根拠
身体・知的・ 精神	1回/週	7日/月	1回×4.3週(切り上げ) + 2日(※調整日)
	2回/週	11日/月	2回×4.3週(切り上げ) + 2日(※調整日)
	3回/週	15日/月	3回×4.3週(切り上げ) + 2日(※調整日)
	4回/週	20日/月	4回×4.3週(切り上げ) + 2日(※調整日)
	5回/週	月の日数－8日	5回×4.3週(切り上げ) + 2日(※調整日)

※ 算定は1日1回とする。

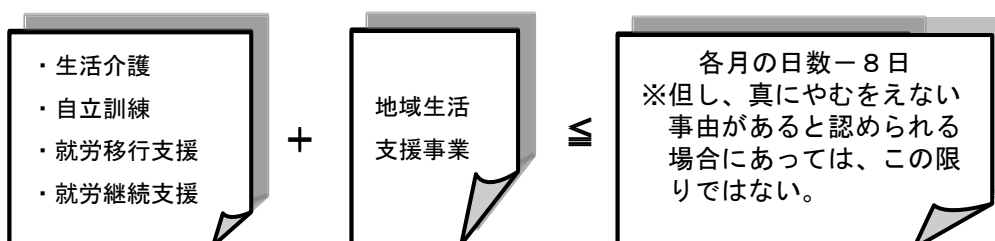
※ 「調整日」の考え方

基本的には4.3週を乗じて切り上げた回数で対応可能と思われるが、週前半（あるいは後半）に偏した利用を行う者が、月毎の曜日別日数に変動があった場合においても定期的な利用が可能となるよう配慮するとともに、他の者の利用が急遽キャンセルとなった場合の利用について、支給量変更等の手続きを経ることなくフレキシブルに利用可能となるよう設定したもの。

支給決定の際には「調整日」の意図について、十分な理解を得るよう努めるとともに、サービス提供事業者との契約時にもこれを踏まえた契約が行われるよう支援する必要がある。

イ) 留意事項

- ・ 支給決定は介護給付の利用回数を考慮した上での「回数」決定とする。
- ・ 日中活動（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）と地域生活支援事業（地域活動支援センター機能強化事業）は、複数利用することが可能となるため、それぞれのサービスについて個々独立して支給量を定めるのではなく、複数利用するサービスの合計日数により最大値（支給量）とする。

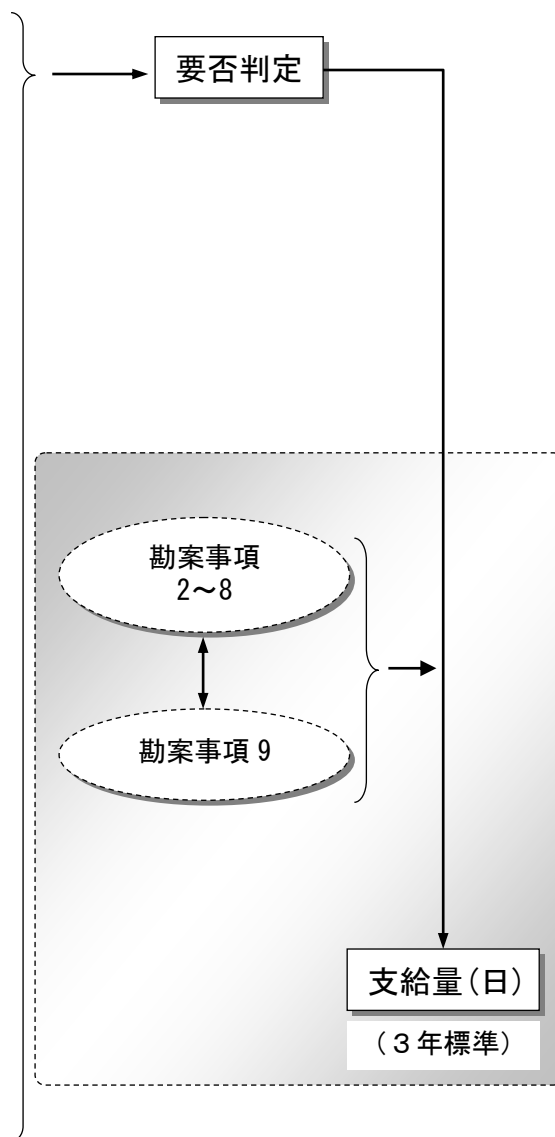


6-4 支給決定基準④（福祉ホーム事業）

【支給決定方法】

勘案事項 1

I 身体状況	
I-1	視力
I-2	聴力
I-3	言語
I-4	麻痺
I-5	拘縮
I-6	欠損
I-7	手指の動き
I-8	その他
II 日常生活動作(身体介助)	
II-1	寝返り
II-2	起き上がり
II-3	座位保持
II-4	車いす等への移乗
II-5	食事行為
II-6	衣服着脱
II-7	排泄行為
II-8	入浴①(準備・後片付け)
II-9	入浴②(浴槽の出入り・洗髪・洗身)
II-10	整容
II-11	移動①(屋内)
II-12	移動②(屋外)
III 日常生活動作(家事援助)	
III-1	調理(後片付けを含む)
III-2	洗濯
III-3	掃除
III-4	整理・整頓
III-5	買い物
III-6	金銭管理
III-7	物の持ち上げ・運搬等
III-8	安全確認
III-9	服薬管理
IV 意思疎通手段	
IV-1	意思の伝達をする
IV-2	他者からの意思伝達を理解
IV-3	代筆・電話の仲立ち等
IV-4	緊急時の対応等
V 行動障害	
V-1	対人関係・適応性・順応性・自閉的傾向
V-2	自傷行為
V-3	他人・物に対する粗暴な行為
V-4	強いこだわり、多動、パニック等
V-5	睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動
VI その他	
VI-1	医療処置、受診等に関する援助
VI-2	医師等の診断結果及び説明の理解
VI-3	健康管理
VI-4	その他特記事項
VII その他の心身の状況	
VII-1	既往症・現病歴・受診状況等
VII-2	その他心身の状況



6-5 支給量基準⑤（訪問入浴サービス事業）

① 支給量等

ア) 支給量

支給決定は現在の訪問入浴サービスの利用回数を最大値（支給量）とする。

区分	原則	最大値 (支給量)	算出根拠
本 則	1回/週	5回/月	1回×4.3週(切り上げ)

6-6 支給量基準⑥（手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業）

② 支給量等

ア) 支給量

区分	原則	最大値 (支給量)	算出根拠
本 則	2回/週	10回/月	2回/週×4.3週(切り上げ)+1回(※調整回数)
特 例	11回以上62回以下で必要と認める回数		

注) 1回の利用時間は3時間以内とし、3時間を超える利用は2回と換算する。

$$\boxed{\text{手話通訳者派遣事業}} + \boxed{\text{要約筆記者派遣事業}} \leq \boxed{\text{最大値(10回)}}$$

※「調整回数」の考え方

病院や会議での利用が主な利用となるため、病院の込み具合や会議時間が延びることなどを想定して、支給量の変更等の手続きを経ることなく利用可能となるよう設定したものの。

※「特例」の考え方

特例については、下記の要件に該当すると認められる場合に適用する。

①急な疾病や入院その他やむを得ない事由により、10回を超えた利用の必要性が生じた場合。(診断書その他の資料により、支給量変更申請を行い、当該事由が消滅した時点で、職権により旧の支給量に復するものとする。)

用語の定義

この基準において使用する用語の意義は、障害者総合支援法において使用する用語の例によるものとする。

本稿における略称

障害者総合支援法	→	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
障害者総合支援法施行規則	→	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年省令第19号）